

43007

教科書文庫

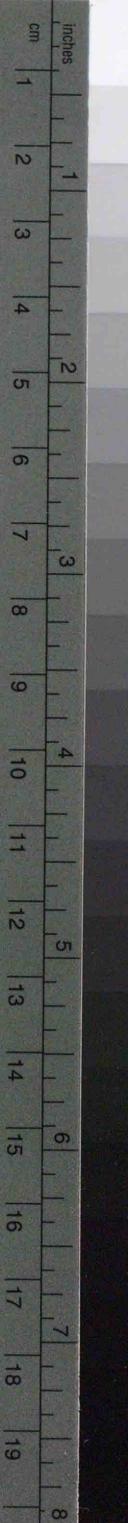
4
210
42-1934
20000
73228

Kodak Gray Scale

C Y M

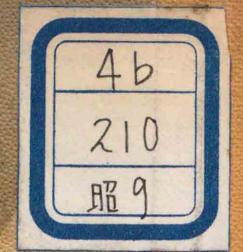
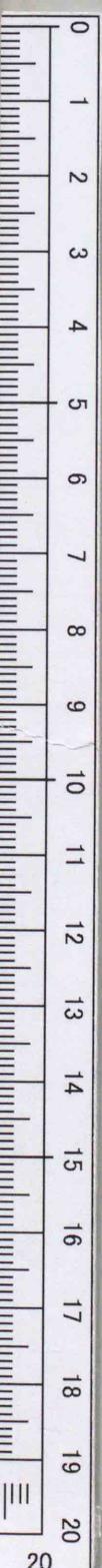
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



濟定檢省部文

官纂編料史學大國帝京東
士博學文
署也幸村中

史國體新女子子

用級上

社會式株
院書國史

文部省検定済
昭和三年九月三十日
高女學校史科

教科書文庫
4
210
42-1934
2000073228

資料室

東京帝國大學史料編纂官
文學博物士
中村幸也著

子女新體國史

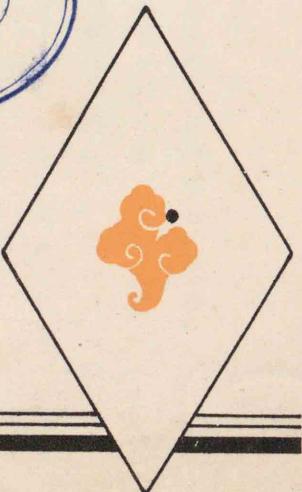
上級用

広島大学図書

2000073228



帝國書院
株式会社



46

210

DB9

小序

新體國史上級用は、その上下二巻と相俟つて、時代の要求に最も適切なる良書として多年絶大なる讃辭を受け、全國の高等女學校に盛んに歡迎せられて今日に至つたことは、寔に望外の光榮であります。然るに最近わが國際的地位は大飛躍を遂げ、これに伴つてわが國運は、萬丈の波瀾を凌ぎつゝ、健實に發達してをります。このときに當り、明治維新以後における國運の進歩を敍し、明治天皇をはじめたてまつり、御歴代の御聖徳を明かにし、新たなる時代を正確に理解せしめ、奮つて難局に處する強き覺悟を養成せしめるのは、目下の急務であります。國史教育の負擔する任務は、益々重大を加へてゐると言はねばなりません。因つて茲に更に修正増補を施して、この重修版を刊行しました。これによつて聊か奉公の微衷を致すことが出来ますならば、著者の悦びはこの上もな次第であります。

昭和八年八月

中村孝也謹識

用 級 上 史 次

第十五章 戰後の經營 諸外國との關係	八六
第十六章 韓國併合	九一
第十七章 明治天皇の崩御 大正天皇の御即位	九六
第十八章 明治時代における文化の發達	一〇一
第十九章 世界大戰 日支條約	一一三
第二十章 皇太子の攝政 外國關係	一二一
第二十一章 昭和の大御代	一三二

女子 新體 國 目

第一章 明治維新	一頁
第二章 版籍奉還 廢藩置縣	一八
第三章 外交 歐米文化の採用	一一
第四章 朝鮮との關係 征韓論	一八
第五章 清國との關係 臺灣事件	二二
第六章 北海道の拓殖 千島・樺太の交換	二六
第七章 地方の爭亂 西南の役	二九
第八章 朝鮮京城の變 天津條約	三八
第九章 立憲政體の楷梯 内閣制度の創立	四三
第十章 憲法發布 帝國議會	四九
第十一章 法典編纂 條約改正	五二
第十二章 明治二十七八年戰役 戰後の經營	五七
第十三章 明治三十三年清國事變 日英同盟	六九
第十四章 明治三十七八年戰役	七四

明治天皇御製

権原のとほつ

みおやの宮柱

たてそめしより

國はうごかず

子女新體國史

上級用

第一章 明治維新

序説 我等は曩に國史の大要を學び、尋で東洋史と西洋史とを修めて、世界におけるわが國の地位が極めて重要なものであることを知つた。振返つて見れば、昔の日本は纔に朝鮮及び支那を通して東洋文化を取り入れただけであり、江戸時代には、殆んど國を鎖して他國と交らなかつたのに、最近わが國運が驚くべき長速の進歩を遂げ、世界列強の間に立

詠水石契久 歌

さゝれ石のいはばこ
竹らんすよきてえ五
久のうはくしつちに
善良慈

國運の進歩

第一章 明治維新

現在日本 をもとめし をもとめし 理由

國體と國民性 であらうか。それは萬世一系の皇室を戴ける國體と、同化力の強い國民性とを基として、それに明治維新の大業を成された明治天

つて、押しも押されぬ立派な國家となつたのは、抑何に因るの い國民性とを基として、それに明治維新の大業を成された明治天

皇の御威徳並にその 御偉業を承け繼がれ

た大正天皇及び今上 天御歷代の御恩召を身 に體して、君國のため

臣民の努力 はつたからであつた。かくしてわが明治・大正・昭和の歴史は、全世界に赫々たる光輝を放つに至つた。我等はこれより、この光輝ある臣民の努力とが加

明治天皇陛下の御聖徳と 天御歷代の御恩召を身 に體して、君國のため



臣民の努力

つり、孝明天皇の第二皇子にわたらせられ

王政復古 明治天皇

二五二七年

る歴史を學んで、正しき日本人となることを期するのである。

王政復古 明治維新的大業を成されたのは明治天皇でおはしました。天皇は御名

を陸仁と申したてま

昭憲天皇の第二皇子にわたらせられ

る。慶應三年正月九日、御年十六歳を以て

同年十月十四日、征夷

御践祚



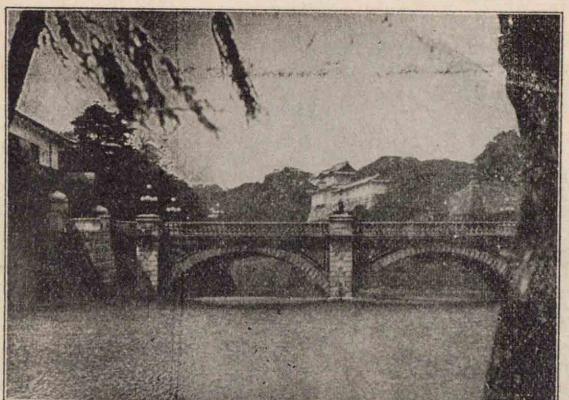
大將軍徳川慶喜が大政を奉還したから、天皇はこれを允したまひ、同年十二月九日王政復古の大號令を發して、諸事神武天皇建國創業の精神に基いて政を行ふべきことを宣せられ、これまで置かれ

大政奉還
王政復古の大號令

三職の設置
總裁
議定
參與

大典開會
天皇親政

五條の御誓文



橋 重 城 宮

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

三

二

一

四

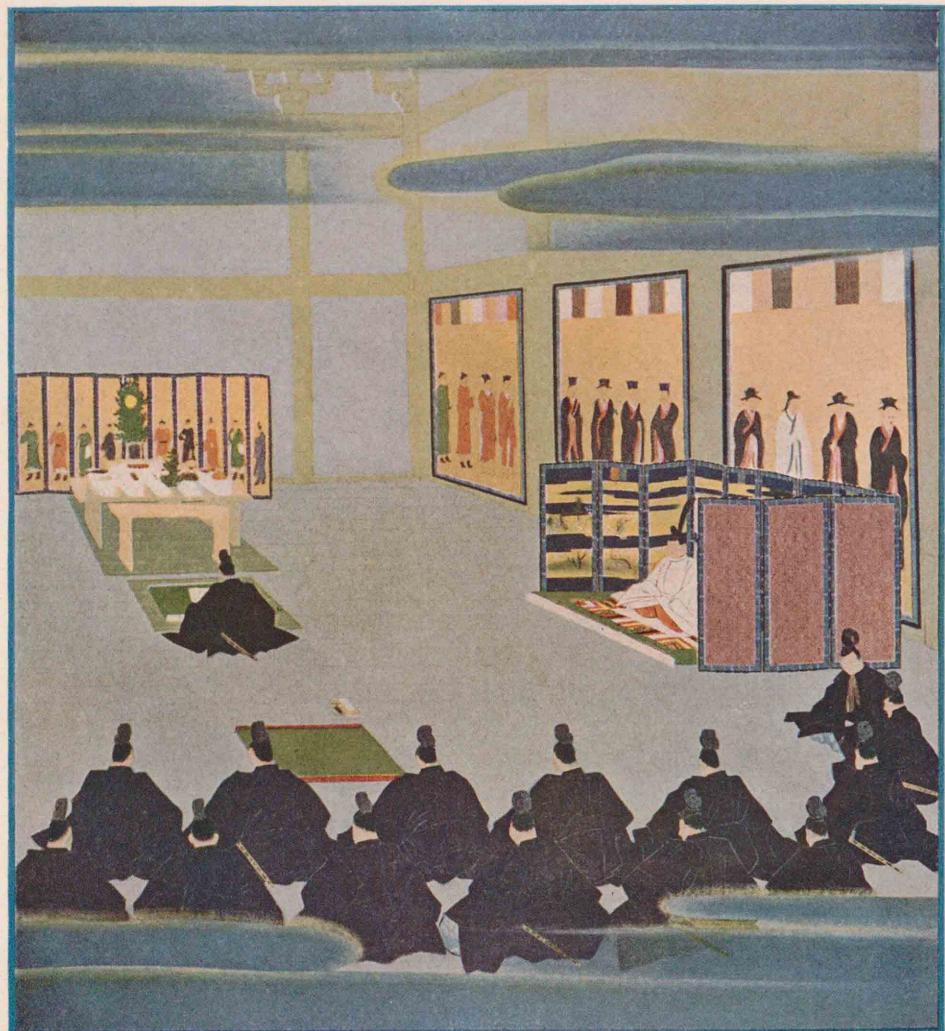
三

二

一

四

三



ふまたひ誓を事五り祭を祇地神天皇天治明
(畫壁館畫繪念記德聖)

繪圖念記徳聖の墨画である。

文書翻ましめ候ふ此景す。韓南關雅舜翰山内豊景の禮奉りある。禮圖おもす南面。丁天皇は五組の子母ちが實美す。ア輪前ア騎誓せふ。又重誓。

誓文を讀む。參院の縣王公輿詔勅。各誓焉。之界ノ皇旨を盛奉。天輪車輦を祭り。五車を誓焉。さかる。三翁實美。騎祭文。又。明治廿五年十四日。即帝天皇。御榮輦。出聘。さかる。眞誠。ノ。御。尊。天。輪。車。輦。を。祭。り。正。事。を。誓。ひ。次。々。入。

創造的精神

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ
決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸
ヲ行フヘシ

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其
志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ
ラシメンコトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公
道ニ基クヘシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基
ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕
躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ
誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全
ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基
キ協心努力セヨ

五條の御誓文

開國進取の國

是

んで新たな時代を開いたものであつた。そこに創造的^{カザリ}精神^{テキ}が極めて力強く動いてゐた。されば天皇は、これより来るべき世の中をお導きあそばされようとして、明治元年(慶應四年九月改元)三月十四日、親しく紫宸殿^{シイデン}にお出ましになり、文武の諸官を率ゐて天神地祇^{チヤウ}を祭られ、五事を誓ひたまひ、且これを宣せられて、開國進取の國^{コロニ}是をお定めになつた。世にこれが五條の御誓文と申してゐる。

神武天皇
御誓文
祭典

新政の方針

即位・改元・立

后及び奠都

即位の大典

一世一元の制

皇后冊立
（三五二九年）

(筆氏柳芳田姓五) (橋大條三) 駆前行東御

同年八月二十七日、天皇は紫宸殿において古式によつて即位の大典を挙げられた。その九月には慶應四年を改めて明治元年とし、一世一元の制を定めになつた。これより先、七月、江戸を改めて東京とせられ、ついで十月、はじめてここに行幸あらせられ、江戸城を東京城と改めて皇居となされた。そして十二月、一たび京都に還幸あらせられ、左大臣一條忠香の第三女美子をたてて皇后となされ、翌明治二年三月再び東京に行幸したまひ、それより永くここにおとどまりになられたので、以後、東京はわが國の首府となつた。同年十月、皇后もまたここに行啓あらせられた。

官制の改定

明治元年の改定



(筆氏柳芳田姓五) (橋重二丸西) 駕着御城戸江

月再び東京に行幸したまひ、それより永くここにおとどまりになられたので、以後、東京はわが國の首府となつた。同年十月、皇后もまたここに行啓あらせられた。

官制の改定

王政復古のとき、朝廷

は新たに三職を置かれたが、その後、しばしば官制を改め、(一)明治元年閏四月には、太政官を分けて、議政・刑法・行政・神祇・會計・軍務・外國の七官をおかれた。議政官は立法を司り、刑法官は司法を司り、他の五官は行政を司る定めであつたから、立法・司法・行政の三権が明かに分たれたのである。また地方を府・縣・藩に分け、府・縣に知事を置き、藩はなほもとの

立法・司法・行政

三権の分立

明治二年の改定

明治四年の改定
〔一五三一年〕

ままにしておいた。(二)翌二年七月、更に古の大寶令に基いて、官制を改め、神祇官・太政官の二官と、民部省・大藏省・兵部省・刑部省・宮内省・外務省の六省とを設け、太政官には、左大臣・右大臣・大納言・参議など置き、また官位十八階及び勅任・奏任・判任の制などを定められた。(三)明治四年、更に官制を改め、太政官に正院・左院・右院を設け、正院には太政大臣・参議などを置き、左院には議長・議員(後には議官といふ)を置いて立法の府とし、右院を以て諸省の長官などの政務を議する所とした。このやうにして官制はやうやく整つていつた。

第二章 版籍奉還 廢藩置縣

版籍奉還
知縣事

版籍奉還 明治元年、朝廷はもとの將軍家及びその家臣の領地など約八百萬石を收め、そこに府または縣を置きそれより知府事・知縣事を任じてこれを治めしめられた。けれども二百六十餘の



三条實美



岩倉具視

政權の不統一
收入の不十分
木戸孝允の建言

諸大名はなほもとの通りに土地と人民とを領し、その總石高は二千二百萬石を越えてゐたから、政權が朝廷に還つたとはいふものの、實際は、全國劃一の政治を行ふことが出来ず、政府の收入も十分ではなかつた。それ故、統一の政を行ひ、財政の基礎を定めるためには、このままで置くことは出來ない。そこで參與木戸孝允は、この際、諸大名をして、版圖即ち土地と、戸籍即ち人民とを朝廷に還してまつらしめようと考へて、議定三条實美・同岩倉具視、長門藩主毛利敬親にこれを建言し、ついで參與大久保利通と謀り、また土佐・肥前の兩藩に説い

四藩主の奏請

たので、翌二年正月、敬親及び薩摩藩主島津忠義・土佐藩主山内豊範・肥前藩主鍋島直大の四人は、連署して、おののおのの版籍を奉還し、政令を一途に歸せしめられたいと奏請したところ、これを聞いて、他の諸藩主も大抵これに倣ひ、續々として同じことを奏請した。そこで同年六月、朝廷はその請を容れたまひ、まだこれを奏請しないものに對しては、これを内命せられ、悉く諸藩の土地と人民とを收めて朝廷の直轄^{チヨクカツ}とし、一先づ舊藩主をその藩の知藩事として政を執らしめられたから、封建の制度は全く廢止せられ、八府二十六縣二百六十三藩^(六月二十日現在)が並び存することとなつた。

府縣藩の並立

知藩事

廢藩置縣

種々の不便

廢藩置縣 このやうにして全國の政令は朝廷の一途から出ることとなつたが、(一)府縣藩は互に不規則に入り交り、(二)その管轄する廣さの大小が餘りに區々であり、(三)殊に各藩の知藩事は、皆舊藩主であつたから、その藩の士民との關係はなほ元通りで、容易に改



木戸 孝允

大久保利通
の死後
恭親公の死後

二五三年

まらず、政府の威權が十分に行届かなかつた。それ故木戸孝允・大久保利通等は、更に一步を進めて、藩を全廢する必要を認め、いろいろ力を盡したところ、知藩事の中には自ら進んでその職を辭するものもあり、朝廷は明治四年七月に至つて、ついに全國の藩を廢して縣を置き、新たに知事を任じて、その政を行はしめ、もとの知藩事を悉く東京に移住せしめられた。そこで始めて全國統一の政治が出來上り、郡縣の制度が確立した。ついで知事を改めて縣令とした。同年十一月、全國を三府七十二縣に分け、なほ屢々改正を重ね、明治二十二年に至つて、三府四十三縣と定められて、今日に至つた。

第三章 外交 歐米文化の採用

外交方針の確立

岩倉大使の一行

この写真は明治五年米國サンフランシスコ市で撮影したものである。向つて右から大久保利通・伊藤博文、岩倉具視、山口尙芳、木戸孝允、木戸大久保利通、伊藤博文、岩倉具視、山口尙芳、木戸孝允が並んで立っている。

國民への布告

外國公使の拜謁

公使の派遣

特命全權大使の派遣

大使岩倉具視



外交の方針を確立せられた。ついで同三年閏十月、英吉利・佛蘭西・普魯西及び亞米利加合衆國にそれぞれ公使を遣はして、駐劄せしめられた。

特命全權大使の派遣 やがて明治四年十月、外務卿岩倉具視を特命全權大使とし、大久保利通・木戸孝允・伊藤博文・山口尙芳を副使とし、歐米諸國を巡

條約改正の相談

文化の視察

〔二五三三年〕

社會組織の變化

つて、和親を厚くし、その文化を視察し、條約改正のことについても相談をさせた。條約改正のこととは、曩に幕府の結んだ安政の假條約が、法權や稅權について、わが國に不利益なものであつたから、明治五年が改約の期限に當つてゐるのを機會とし、豫めこれを改定する準備をしようとするのであつた。併し當時のわが國力は、まだ十分發達してゐなかつたので、大使の一行は、亞米利加にゐるとき、既に改正の見込のないことを知り、それより専ら文化の視察につとめて、同六年九月に歸朝した。

社會組織の變化 武家政治が亡びてから、社會組織もまた大いに改まつた。明治二年六月版籍奉還の行はれたとき、朝廷では公卿・諸侯の稱を廢してこれを華族としついで、舊幕臣及び諸藩士等をすべて士族とし、もとの農工商などを平民とし、同三年には、平民が一般に苗字を稱すること、華族・士族が農業・商業などを營み、平民

華族
士族
平民の苗字
營業の自由

僧侶の苗字

と結婚することを許し、同五年には僧侶にも苗字をとなへさせ、肉食妻帶の禁を解いた。かくして古くから行はれてゐた階級の差別は漸く取除かれた。

歐米文化の採用

歐米諸國との交通は、お互の和親が厚くなるのにつれて、いよいよ繁くなり、外國人のわが國に來るものや、わが國民の海外に赴くものが共に年々増加し、歐米諸國の文化は次第に採用せられ、風俗習慣もまた漸く變化して來た。明治四年には、一般に散髪・脱刀を許され、同五年には、文官の大禮服及び通常禮服の制が定



明治初年東京本橋にて
車馬は人にはれこ
はれは行が車馬人はれこ
るあで俗風の橋本日京東の頃ためじはれは行が車馬人はれこ
るあで行銀立國一第は物建い高るえ見にく遠

14年—2% (洋服)

②③①
住食衣

歐米文化の採用

風俗の變化

三五三二年

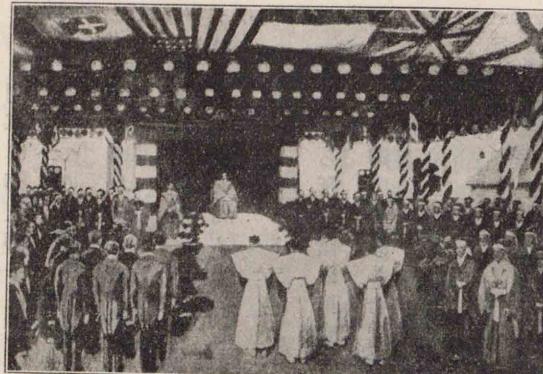
太陽暦の施行

三五三三年

祭日祝日の制
交通通信の機
關

められ、從來の太陰暦が廢せられて太陽暦が用ひられ、明治五年十二月三日を同六年一月一日とせられ、ついでまた五節句を廢して新に祭日・祝日の制を定められた。交通通信の機關もまた發達し、明治二年には、電信線が始めて東京・横濱の間に架せられ、同四年には郵便が始めて、東京・京都・大阪の間に開かれ、同五年には鐵道が始めて東京・横濱の間に通じ、國立銀行條例が定められて、銀行の設立が許された。かくして舊物を打破して歐米の文化を採用する風は

(24) ④ 京阪神
⑤ 京演尚
⑥ 京都
⑦ 大津
⑧ 東海道
⑨ 全通
英公使
外傳
扶軌の伝
外口技
(私設)
國立銀行條例
鐵道開業式
日本年
英公使
外傳
扶軌の伝
外口技
(私設)
伊藤、太隈
矢美
ペーパー^ス
(私設)
第三章 外交 歐米文化の採用



式開道鐵年五治明

東京横濱間鐵道開業式の行はれたのは明治五年九月十二日のことであつた。當日、明治天皇は午前九時宮城御出門、新橋鐵道館に入御、高官外國公使等に拜謁を賜ひ、それより乗車場にお進みにな

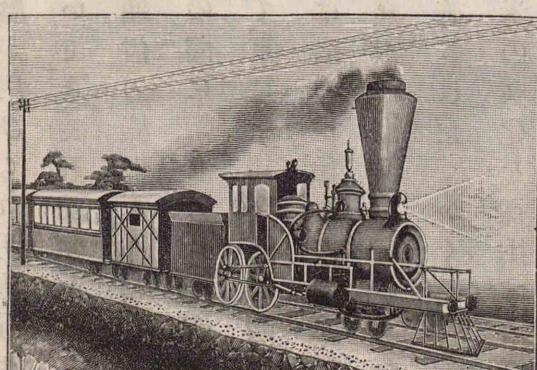
り、列車に御入御あそばされた。その時、近衛砲隊は百一發、品川沖碇泊の軍艦は二十
一發づつの祝砲を放ち、午前十時御發車の時には樂兵隊が奏樂した。同十一時横濱
鐵道館にお著きになつて勅語を賜ひ、正午横濱御發車、午後一時奏樂の裡に新橋鐵道
館に還御横濱のと同一の勅語を賜つた。

東京横濱間ノ鐵道朕親ヲ開行ス。自今此便利ニヨリ貿易愈繁昌庶民益富盛ニ至
ラシメンコトヲ望ム。

それから延遼館に御臨幸になつて、祝詞をお受け
になり、御還幸あらせられた。前頁の圖の正面に
いらせられるのは天皇、その前面に並列せるは内
外の高官である。服装のまちくなることに誰
でも注意を惹かれるであらう。

徵兵の制

徵兵の制 武家が兵權を握つてから、
軍事は全く武士の手の中にあつたが、明
治維新の後、政府は兵制を改め、天皇が親
しく兵馬の權を握りたまふこととし、明



明治初年の汽車

治三年各府縣藩毎に一萬石に付五人づつの兵士を出させて、同四年東山道と西海道とに鎮臺を置き、薩州・長州・土州の三藩の兵を東京に徵して御親兵とした。そして明治五年に至つて、兵部省を廢して陸軍省と海軍省とを置き、翌六年一月、舊長州藩士大村永敏の意見を採つて徵兵令を布いた。この徵兵令は、わが國の古い制度と西洋諸國の法とを併せ考へて定めた全國皆兵の制度であつて、身分の如何にかかはらず、丁年に達した男子は、すべて兵役に就く義務があるとせられたものである。これはわが軍政上の大改革であつて、これにより兵備を充實し、國民の士氣を振興し、愛國の感情を熾んならしめるに至つた。

學制の發布 政府は明治二年には、各府縣に小學校を設けることを令し、同三年には、大學・中學・小學の規則を定め、同四年には文部省を置き、同五年に至り、國民教育の基礎を確立するためにはじめ

文部省設置

軍政上の大改

學制の發布

ハ宗重正
王政復古通告
3. 佐田直寛
ヨ吉岡34教
5. 宗重正
5. 丸山作樂
5. 花房義貞
6. 森山茂郎
副島
西郷
遣韓大使派遣
三條同襄
ハナハ、庚上、

義務教育

聖諭の御言葉

て、學制を布いて義務教育の方針を明らかにし、すべての國民をして皆學校教育を受けしめるに至つた。その時の聖諭には「邑ニ不學ノ戶ナク、家ニ不學ノ人ナカラシメンコトヲ期ス」と仰せられてゐる。

第四章 朝鮮との關係 征韓論

朝鮮との關係
慶賀使
遣韓大使派遣
三條同襄
ハナハ、庚上、



朝鮮との關係 江戸幕府の時代には、將軍の代替りごとに、朝鮮は、必慶賀使をわが國に來らしめたが、將軍家齊の時から、そのこともなくなり、やがて内外のことが多くなるにつれて、わが國と朝鮮との交際はおもづから絶えてしまつた。それ故、わが政府は明治元年對馬の藩主宗重正に命じて、王政復古のことを朝鮮に告げさせ、

宗重正

大院君李景應
江戸幕府
西郷
副島種臣
江戸幕府
三條
岩倉
大隈
不文保
征韓論者
征韓論

その後、屢々使を遣はして好みを修めようとしたけれども、朝鮮では國王李熒(太王李)が幼少であつて、その生父なる大院君李景應が攝政をして居り、固く鎖國の主義を執り、わが國の文書や印章が舊例に違ふといつてこれを受けつけず、その上わが國の體面を傷けるやうな振舞すら多かつた。

征韓論 そこでこれを憤るものが次第に多くなり、兵を出して朝鮮を征討しようと主張するものもあり、明治六年に至り、參議陸軍大將西郷隆盛は、先づ自ら大使となつて朝鮮に往つてこれを説き諭し、それでも尙ほ應じないならば、直に兵を動かすべきであると論じ、參議副島種臣、同後藤象二郎、同板垣退助、同江藤新平等は皆熱心にこれに賛成したから、朝廷の議はほど決しようとした。然るに歐米諸國を巡つた特命全權大使右大臣岩倉具視の一行が、歸朝して、西洋の文明の進んでゐることを説き、今は徒らに外國と争

非征韓論者

征韓論の争が烈しくなり、三條實美は病氣になつて辭職を願出したところ明治天皇はこゝに掲げた宸翰を賜つてこれを許しにいた。されば、實美は感激措く能はず、辭職を思ひとゞまつてその職に盡した。

征韓論敗る

汝實美再三辭表
之趣全賜掌對之
至誠衷情出朕之
容納然雖方今國
家多事際朕朕暇
可不可缺更汝親
汝實美其之勉

翰宸たつ賜に美實條三の皇天治明

をおこすよりも、先づ國內の政治を整へ國力を充實することの方が急務であると論じ、參議大久保利通・同大隈重信等は擧つてこれに賛成し、共に大いに征韓を非とした。そこで征韓論と非征韓論との兩派は激論をたたかはせて互に屈せず、太政大臣三條實美はこれを決し兼ねて憂慮のあまり病氣になり、具視が姑く太政大臣を代理し、この年十月に聯ねてその職を辭した。これにより維新の功臣の殆ど半は野に下つたのだから、世間の人々はやがて何事が起るであらうと思つて頗る不安を感じた。

江華島事件
三五三五年

江華島事件 その後明治八年九月、わが軍艦雲揚號は清國に赴かうとして朝鮮の近海を通り、江華島に立寄つて飲料水を求めよ

うとしたところ、その守備兵が俄かに発砲して、わが兵を傷けたので、わが艦は直にこれに應戦して、敵の砲臺を陥れ、歸朝してこれを政府に報告した。

修好條約

黒田清隆



黒田清隆

修好條約 わが政府はその報を得て、

參議陸軍中將黒田清隆カヨウタカを特命全權辦理

大臣とし、軍艦を率ゐて朝鮮に往つてその不法を詰らせ、且修好のことと相談させた。朝鮮は、初めの間は、なかく承知しなかつたが、つひに届してその罪を謝し、翌九年二月、はじめて修好條約をむすび、釜山のほか新に二港を開くことを約し、のちにこれを仁川・元山と定めた。これが朝鮮開國の始である。この條約によつて、朝鮮が自主の國であることが明かになり、歐米の諸國もつゞいてこれと條約を結び、通商を開くに至つた、

三五三六年

朝鮮の開國

第五章 漢國との關係 臺灣事件

清國との條約

清國との條約 江戸時代に、清國の商人は、常に長崎に来て貿易を営んだけれども、國と國との交際は全く存しなかつた。それ故、わが政府は、明治四年大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣として清國に遣はし、その七月、修好及び通商に關する條約を結ばせた。わが國が外國を促して條約を結ばせたのはこれが初めである。

臺灣事件

事の起り

臺灣事件 然るにこの年十一月、わが琉球藩の人民が臺灣に漂著したところ概ね生蕃に殺され、同六年備中（縣岡山）の漂流民も亦害を受けた。臺灣はその頃清國の領土であつたから、同年わが政府は、外務卿副島種臣を特命全權大使として清國に遣はし、さきに結んだ條約の批准交換を行はせ、また生蕃のことを質さしめたところ



生蕃は清國化
外の民

三五三四年

征伐
西郷從道

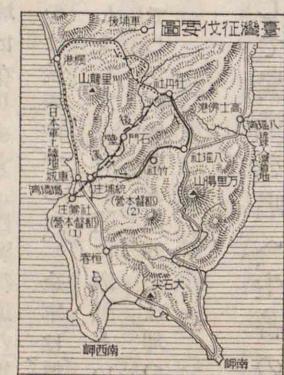
琉球藩民の遭難



臺灣征伐と描かれた香吟図（據る繪に描たい）

清國政府は、生蕃は清國の主權の及ばない化外の民であるから、その行動について責任を負ふことは出來ないと答へた。よつてわが政府は翌七年四月、陸軍中將西郷從道を臺灣蕃地事務都督に任じ、兵を率ゐて臺灣を討たせたので、五月從道は長崎を發して臺灣の南部に至り、牡丹社をはじめ、多くの部落を平定し、道を開き、橋を架けて永くこれを占領する準備をなした。

琉球藩の人民六十
六人が暴風のため
に漂著したのは八



エリクン 瑞灣であり、その中の五十四名が殺されたのは牡丹社でした。逃れた十二人は一旦清國の福建省に渡り、それから琉球の那霸港にかへりました。「大日本

征討軍の行動

琉球藩民五十四名墓は恒春の北方約二里なる統領塲に在ります。西郷從道の軍の上陸したのは社寮港であり、都督本營の置かれたのは統塲庄でした。全軍は楓港と石門と竹社との三道から進んで牡丹社を平定しました。その間に激戦といふべきは石門の戦だけでしたから、討伐は案外容易でしたが、清國との外交は却つて中々面倒でした。

講和談判
清國の異議

大久保利通

裁ウエードの仲



講和談判 然るに清國は俄に前言を翻して異議を唱へ、生蕃の地は自國の領土であると主張して、わが撤兵を求めたから、わが政府は參議内務卿大久保利通を全權辦理大臣として、清國に赴いて談判させた。併し清國はなかなか強硬で屈せず、そのためには兩國の國交が破れさうになつたところ、英吉利公使ウエードが、これを見兼ねて仲裁をしたので、清國はつひに(一)わが臺灣征伐の義擧であることを認

講和條約の要綱

大久保利通の詩

(二)被害民の撫恤金その他合計五十萬兩(約七千五百圓)を出し、(三)今後、生蕃をして決して害をさせないことを約束したから、和議が漸く整ひ、同年十二月、從道以下はやがて凱旋した。

大久保利通は木戸孝允西郷隆盛と共に、維新の三傑と稱せられる功臣です。この時、北京に往つて見事に清國を抑へましたが、その談判は隨分骨が折れたのでした。その歸りに天津に下る途中、通州といふところを舟で通つて「勅を奉じ單り航して北京に向ふ、黒煙堆き裏波を蹴つて行く、和成つて忽ち下る通州の水閑に蓬窓に臥して夢自ら平かなり」といふ詩を詠じて使命を果したのを悦びました。

琉球の處分

琉球は古くからわが國と深い關係があり、慶長年間からは島津氏に屬してをつたが、支那の政府にもまた朝貢と稱して通商をつづけ、恰も兩屬の有様であった。然るに王政維新の後、明治四年に至り、わが政府はこれを鹿兒島縣に編入し、翌年その定まつた後、同八年、尙泰をして清國に朝貢することを止めさせ、

琉球藩王

沖繩縣

(三五三九年)

清國の異議

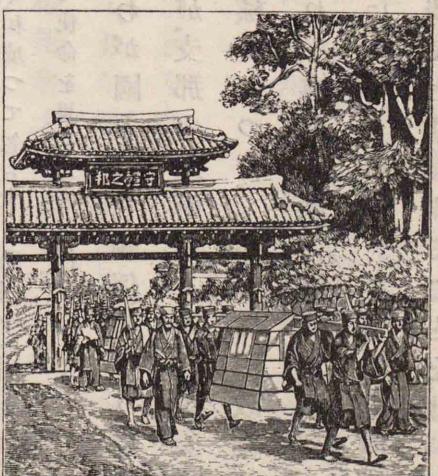
同十二年には、琉球藩を廢して沖繩縣を置き、尙泰を東京に移した。ところが清國はこの處分に對して一時大いに異議を唱へたが、たまたまわが國に來遊中の米國前大統領グラントが兩國の間を仲裁したので、清國はやがて琉球のわが領土であることを承認した。

このとき、わが國は、宮古群島と八重山群島とを清國に譲ることとして議を決したのであつたが、清國の委員は、期限を経過しても調印せず、自らその權利を放棄したから、この兩群島もそのままわが國の領土となりました。

北海道の拓殖

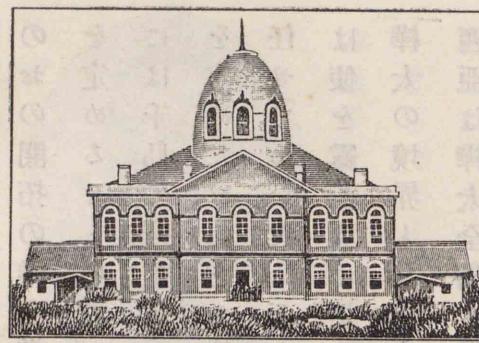
第六章 北海道の拓殖

北海道の拓殖 千島樺太の交換
蝦夷地は、江戸幕府の時代には、松前氏の所領で



(圖の上東使藩) 置設藩琉球
(筆氏柳芳田姓五)

松前氏の所領
幕府の直轄
北海道
開拓使の設置



屯田兵
三縣
(岩手・秋田)
(三五四二年)

あり、後には幕府の直轄になつたけれども、別に取立てていふ程の開拓もしなかつた。然るに明治二年、函館の戰争が終つた後、政府は蝦夷地を改めて北海道と名づけ、渡島以下の一十一箇國に分け、開拓使(カイタクシ)をおり、東久世通禧をその長官としてこれを治めしめた。同三年五月、黒田清隆が開拓次官(となる)に任命されてから、札幌に開拓使廳を置き、函館・根室などの各地に出張所を設けて土人を懐け、交通を便にし、土地を拓き、産業を興し、内地人の移住を奨励し、同八年には東北三県の士族を募つて屯田兵を組織し、國防と開墾とに兼ね當らせたから、これより、拓殖の事業が著しく進んだ。そして同十五年二月に至り、開拓使を廢して函館・札幌・根室の三縣を置き、ついで

二五四六年
北海道廳
師團

樺太の境界談判

同十九年一月には、また三縣を廢し、北海道廳を札幌に設けて全道を治めさせ、後、屯田兵を廢して師團（第七）を設けた。

樺太の境界談判

樺太

カラ

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト

ア

ト</p

人心の動搖

この方、政府の行つた改革は隨分急激であつたから、これを喜ばないものが多くあり、その上明治六年征韓論に敗れて、西郷隆盛等が職を辭した後、政府の對韓政策に不満なものも亦少くなく、そのために、人心は何となく穩かでなかつた。

佐賀の亂

江藤新平の征韓黨
島義勇の憂國黨



江藤 新平

前参議江藤新平は同志のものに推されて征韓黨の首領となり、政府の新政を親王嘉彰と結び、明治七年二月、兵を擧げて縣廳を襲ひ、縣令を放逐した。政府は參議兼内務卿大久保利通を遣はしてこれを鎮撫せしめ、ついで嘉彰親王（後の小松宮）を征討總督に任じたけれども、總督がまだその地にお著きにならぬうちに、暴徒は熊本鎮臺の兵に破られ、義勇は縛せられ、新平は土佐に逃れて捕へられ、

それより刑に處せられたので争亂は平定した。

熊本の亂
神風連

熊本には、神風連といつて西洋の風を憎み、新政を悦ばない士族の一黨があり、明治九年十月、俄かに亂を起して鎮臺や縣廳などを襲ひ、多くの將卒や官吏などを殺傷したが、やがて鎮臺の兵のために平げられた。この時舊秋月（前筑）藩士等は神風連に應じて亂を起したけれども、これも亦忽ち鎮壓せられた。

秋月の亂

前原一誠



秋の亂

前原一誠

前原一誠は、官を罷めて郷里なる長門の萩に退いてをつたが、神風連の起るのを聞いて、これに應じて同志のものを聚め、將に縣廳を襲はうとしたが、廣島鎮臺の兵に破られてしまつた。その一味のものは千葉縣で事を擧げようとしたけれども、また失敗した。

私立学校

鹿兒島の私學校
校
桐野利秋
篠原國幹西秋左氏傳
学年幼年銃隊砲隊戰術

私學校の精神

蓋學校者所以
育善士也。不只一
鄉一國之善士
必該為天下之
善士。兵夫戊辰
之役正名踏義
血戰奮闘而斃
者乃天下之善
士也。故慕其義
感其忠節之于
鄉之子弟亦所
以盡學校之職
也。

文る祭を者難殉辰戊筆盛隆西

歸つて、陸軍少將桐野利秋、同篠原國幹等と共に私
學校を設けて子弟を教育したところ、隆盛は勳功。
人ガクカウ格共に衆に挺んでゐたので、その德望を慕ふ
ものが四方から來て私學校に集り、互に節義を磨
いて、國のために働くと心掛けて居つた。そして
見て、隆盛を擁して政治の改革を行はうと思ひ、時
節の到來を待つものが多かつた。

私學校は隆盛が國家のために有爲の子弟を教育する考で起
したものでした。そして隆盛は道同じく義協ふを以て暗に
集合すといひ、王を尊び民を憫むは學問の本旨たりといふ手
記を學校に掲げさせました。戊辰明治元年殉難者を祭る文

も同じ精神から出て居ります。

中原尚雄以下
廿二十九人
戊辰殉難者を祭
る文

蓋學校は、善士を育ふ所以のものなり。只に一郷一國の善士のみならず、必天下
の善士を爲らんとす。夫れ戊辰(明治元年)の役名を正しくし、義を踏み血戰奮闘して
斃れたるものは、乃ち天下の善士なり。故に其義を慕ひ、其忠に感じ、之を茲に祭
り以て一郷の子弟を鼓舞す。亦學校に盡す所以の職なり。西郷隆盛謹みて誌
す。

西郷隆盛の舉兵

西郷隆盛の舉兵 政府は、鹿兒島の形勢の穩かでないのを見て
警戒を加へてをつたが、萬一の場合を心配して、鹿兒島においてあ
つた陸軍省所有の兵器彈薬などを大阪に移さうとした。然るに
私學校の生徒は怒つてこれを奪ひ、また鹿兒島出身の警察官など
が歸國したのを見て、政府が差向けた刺客であると思ひ、つひに明
治十年二月に至り、政府に問ふべきことがあるといつて、隆盛を擁
して兵を擧げた。隆盛は固より内亂を起す考はなかつたのだけ
れども、事のここに至つたのを見て、つひに意を決して起ち、一萬五千の軍を率ゐて鹿兒島を發し、進んで熊本城を圍んだところ、熊本

私學校生徒の
暴發

西郷隆盛の舉兵

二五三七年

熊本城の攻囲

鎮臺司令長官陸軍少將谷干城は固く城を守り、部下の將卒を勵まして少しも屈しなかつた。

熊本城

谷干城が籠城をなし遂げたことによつて名高い熊本城は、慶長年間加藤清正の築造したもので、規模雄大、天下の名城でありました。この圖は明治五年撮影の寫真によつたもので、この天主閣は、明治十年城軍の押寄せくる直前に火災にかかりて焼失しました。

西南の役の平定

西南の役の平定 この時、天皇は近畿地方を御巡幸中であられたが、變報が來たので、そのまま京都におとどまりになり、



城干谷と熊本城

征討總督熾仁親王



熾仁親王(川宮)を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋・海軍中將川村純義を參軍とし、諸軍を率ゐて隆盛等を討たしめられた。

田原坂附近の激戦

別軍の背面攻撃

城山の防戦

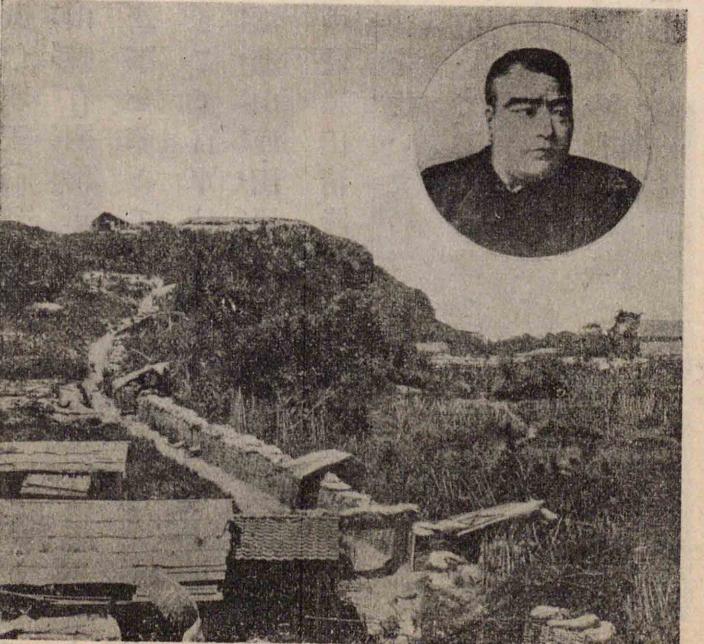
隆盛の自殺

戦を交へて居る間に、陸軍中將黒田清隆等の別軍が、海路から肥後の八代に上陸してその背後を衝いたので、賊軍は熊本城の圍を解いて日向に走り、鹿児島に退いて、城山に據つた。そこで官軍は大舉して城山に迫り、九月これを陥れて、隆盛を自殺せしめ、全く争亂を平定した。世にこれを西南の役といふ。この後は内亂が全く絶えて、政府の威權が確立した。

勝安芳の弔歌

勝安芳(海舟)は隆盛と親交があり、その死を弔つて一篇の弔歌をつくつた。そして城山の没落を次のやうに詠じてゐる。「明治十年の秋の末、諸手の軍うちやぶれ討

ちつ討たれつやがて散る霜の紅葉のくれなゐの、血潮に染めどかへりみぬ。薩摩武夫の雄たけびに打散る彈丸は板屋打つ、轍たばしる如くにて、面を向けん方ぞなき。木だまに響く閨の聲、百のイカヅチビトキ雷一時に落つるがごとき有様を隆盛打見てほくそゑみ、あな勇ましの人々や、亥の年以來養ひし腕の力も試し見て、心に残ることもなし。いわ諸共に塵の世を、脱れ出でんはこの時とたゞ一言を名残にて、桐野・村田を始めとし、宗徒のトキガラ輩もろともに、煙と消えし丈夫マスラフの、心の内こそ勇ましけれ。官軍これを望み見ゆきのふは陸軍大將と仰



西郷隆盛と山城の防備

ます。原畫は五姓田芳柳の筆であります。
上に半身を起してゐるのは、寺内正義(後の内閣總理大臣)であります
のが天皇、その後方に御附添ひしてゐるのが木戸孝允、御前殿臺の
御有様を書きまわらせたものであります。圖の中央にいらせられた時の
陸軍病院に行幸遊ばされ、親しく傷病者を御慰問あらせられた時の
この圖は明治十年三月三十一日、明治天皇(御歳二十六)が大阪

明治天皇大阪陸軍病院行幸の圖



ます。風情五式抜田世時の御すあります。

上り半身を拂つてゐるが、寺内五達（翁の内閣騎兵大佐）すもの
は天皇、さう紳士の階級をつてゐる小木川孝次、侍従議議の
階級をつけておられます。國の中央に立たる
陸軍医師の行進道とい、隊員の紳士を呼揚間あらわすが大詫の
うの圖れ即ち十九年三月三十一日、即位天皇（時齢二十六）は大詫

即位天皇大行院軍械試行幸の圖

がれ、君の寵遇世のおほえ、たゞひなかりし英雄もげふはあへなく岩崎の、山下露と
消果てゝ、移れば變る世の中の、無常を深く觀じつゝ、無量の思ひ胸に満ち、たゞ悄然
と隊伍を整へ、目と目を見合すばかりなり。折しもあれや吹きおろす、城山松の夕
嵐、岩木にむせぶ谷水の、非情の聲も何となく、悲鳴するかと聞きなされ、戎衣の袖を
ぬらしけり。隆盛はその時五十一歳でした。この圖は城山の防備の有様を撮し
た當時の寫真であります。

木戸孝允の薨去
大久保利通の薨去
皇室の御恩澤
日本赤十字社の起原

隆盛の歿する少し前、即ち明治十年五月、聖駕に従つて京都にをつた木戸孝允は、病
のために薨じました。年四十四。ついでその翌十一年五月、大久保利通は東京麹
町區紀尾井坂で刺客に暗殺されました。年四十七。かくして明治維新の三傑が、
僅かの間に世を去つたのは惜むべきことでした。天皇は後孝允・利通の嗣子に侯
爵を授けられ、隆盛の罪を赦し、その嗣子にまた侯爵を受けられました。

日本赤十字社の起原 この戦役は、明治年間の内亂の中で、最も
大きなものであり、敵も味方も恥を知り義を重んじて戦つたから、
死傷者も隨分澤山あつた。天皇は大阪陸軍病院を御慰問あらせ
られ、皇太后・皇后は御手づから綿撒絲（マサシ）をつくつて、遍く傷病者に賜

博愛社の創立

はつたが、元老院議官佐野常民・大給恒な
佐どは、熾仁親王に請願して博愛社を創め、
病院を戰地に設けて、兩軍の傷病者を收
容し、治療を施した。これが今の日本赤
十字社の起りである。



第八章 朝鮮京城の變 天津條約

進歩派と保守派との争

進歩派
保守派
金玉均

進歩派と保守派との争 朝鮮はわが國と好みを修めて後、國王李熙の年の長ずるに及び、大院君は政をかへしたので、國王の外戚閔氏の一族が漸く勢を得て來た。然るに此等の進歩派の人々は、大院君及び保守派のものを退け、わが陸軍士官を聘して、軍隊に新式の操練を施し、金玉均等をわが國に遣はして、文物制度を視察せしめるに至つた。



明治十五年の事變 然るに大院君等

金玉均はこれを悦ばず、ひそかに兵士を煽動したので、明治十五年七月、兵士等は亂を起

花房義質

明治十五年の事變
大院君兵士を
煽動す
（三五四二年）

義質濟物浦に
權を握る
引揚ぐ

た。辦理公使花房義質等は、辛うじて難のがれて仁川に奔り、更に長崎に歸つて急を政府に知らせたから、政府は直ちに兵を發し、義質を京城に護送し、朝鮮政府を詰らしめたところ、その時大院君は既に閔氏の一族に代つて再び政權を握つて居り、清國の援けを頼みにして、容易にわが要求に應じなかつたから、義質は怒つて濟物浦に引揚げ、兩國の國交は殆んど破れさうになつた。その頃清國は、尙ほ朝鮮を自國の屬國のやうに扱つており、袁世凱・丁汝昌をして兵を率ゐて朝鮮に入らせ、その形勢を窺はせてをつたが、つい

清國大院君を
伴ひ去る

濟物浦條約の
要領 撫恤金

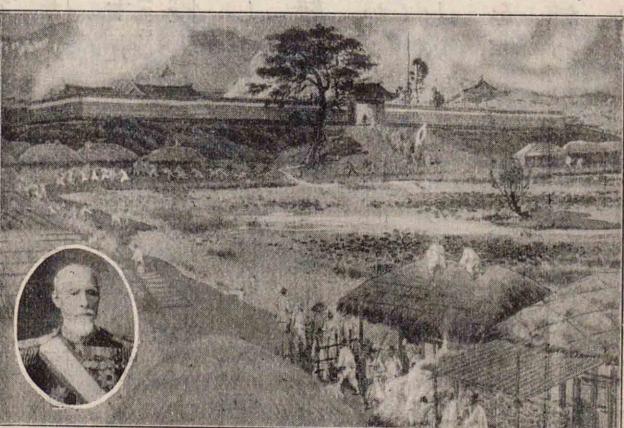
護衛兵

謝罪使

獨立黨と事大
黨との争
朴泳孝

に朝鮮がわが國と争ふのは自國に不利であると考へて、俄かに態度を改め、大院君を自國に伴へていつてしまつたから、朝鮮政府の議もこのために變じ、全權大使を派して義質と濟物浦に會せしめ、同年八月、條約を結び(一)撫恤金及び償金五十五萬圓を出すこと、(二)わが公使館に護衛兵を置かること、(三)謝罪使をわが國に遣はすことを約した。これを世に濟物浦條約といつてゐる。

獨立黨と事大黨との争 この條約によつて、同年朝鮮は朴泳孝ボクヨンホを謝罪使とし、金玉均等と共にわが國に來つて好みを修めさせたが、一人はわが國勢



筆柳芳田姓五
變事鮮朝年五十治明と質義房花



孝

明治十七年の事變

この形勢を憤り、清國が佛蘭西と戰つて敗れ、朝鮮において十分に勢を振ふことの出來ないのに乘じ、明治十七年十二月、反對黨の機先を制して、俄かに起つて王宮に入り、事大黨の大員等を殺傷し、國王を奉じて、改革の令を發した。この時わが辦理公使竹添進一郎

明治十七年の
事變

二五四年

獨立黨
事大黨

竹添進一郎

は、國王の求めにより、兵を率ゐて王宮を衛モモつたが、袁世凱の兵は、事大黨を助けて王宮を襲ひ、國王を奪ひ取り、獨立黨の人々を殺傷し、その上、清國と朝鮮との兵は合同して、わが公使館を焼き、居留民を襲うたので、わが公使は難を避けて仁川に退き、金玉均・朴泳孝等はわが國に逃げて來た。そこでわが政府は直ちに外務卿井上馨オウジヤマツを特派全權大使として京城に遣はし、朝鮮政府を責めさせたところ、翌十八年一月、朝鮮はその罪を謝し、償金を出すべきことを約した。世にこれを京城條約といつてゐる。これより獨立黨は全く勢力を失ふに至つた。

天津條約 この事件には、清國の兵も加はつてゐたから、將來の禍ワザハビを防ぐため、わが政府は明治十八年三月、參議兼宮内卿伊藤博文イエイボンを特派全權大使として、清國に遣はし、その特派全權大臣李鴻章リョウカウと天津で會議させ、四月になつて、(一)日清兩國はおののおのの兵を朝鮮より引揚ぐべきこと、(二)兩國より軍事教練のために教官を朝鮮に遣はさざること、(三)將來必要があつて兵を出すときには先づ、互に通知すべきことなどを約した。世にこれを天津條約といつてゐる。



井上馨

二五四五五年

京城條約
獨立黨勢力を失ふ天津條約
伊藤博文

李鴻章

天津條約の要
領兵のこと
軍事教官のこと
出兵通知のこと

第九章 立憲政體の楷梯 内閣制度の創立

立憲政體に對する希望

立憲政體に對する希望 明治天皇が明治元年宣せられた五條の御誓文の中に、「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」といふ一條がある。その後、政府はこの御聖旨に基いて次第に種々の施設をなしたが、その他にも、心ある人々は、立憲政體を立てることの必要を認め、明治六年、參議木戸孝允は西洋諸國と同じやうに憲法を制定する方が宜いと建議し、同七年一月、前參議板垣退助・同副島種臣・

憲法制定の建議

民選議院設立
の建白

立憲政體の楷梯

同後藤象二郎、同江藤新平等は、民選議院を設けられたい旨を建白した。併しこの時は政府はまだ時機が早いと考へて共にこれを容れなかつた。



立憲政體の楷梯 然るに明治八年四月

天皇が時勢をお察しになつて、立憲政體創立の勅諭をお下しになるに及んで、政府は、これに基いて官制を改め、先づ元老院を設けて立法の源をひろめ、大審院を置いて、裁判の權を固くし、次で同年六月、始めて地方官會議を東京に召集して、民情の通達を圖り、同十二年三月には府縣會を開いて、民選の議員をして、その府縣の經費などを議せしめ、おもむろに立憲政體を立てる楷梯をつくつていつた。

國會開設の詔

西南の役の後、政治思想が一般に進み、政府と意

見の合はないものは、言論によつてその主張を貫かうとするやうになつた。そして政府の漸進主義に懐らない民間の人々は、急進主義を取つて、新聞雑誌を發行したり、演説會を開いたりして盛んに議論を戦はじた。中にも板垣退助は、板垣退助郷里土佐にあつて同志のものと共に愛國社を組織し、熱心に自由民權の説を唱へ、明治十三年四月に至り、八萬七千餘人の連署してゐる國會開設の請願書を太政官にたてまつた。このやうに輿論が舉つて熱望してゐる有様を御覽になつて、天皇は翌十四年十月詔を下され、明治二十三年を期して國會を開くべきことを天下に宣せられた。ここにおいて民論は大いに鎮まり、板垣退助等は直ちに自由黨をおこし、大隈重信は改進黨をおこし、共に時勢の要求に應じようとした。



板垣退助の愛國社
國會開設の請願
（一五四〇年）

改進黨
（一五四一年）

自由黨

立憲制度の取 調 憲法取調局



A black and white portrait of Ito Hirobumi, a Japanese statesman and the first Prime Minister of Japan. He is shown from the chest up, wearing a dark suit, a white shirt, and a dark bow tie. He has a serious expression and is looking slightly to his left. The portrait is enclosed in an oval border.

内閣制度の創立

內閣總理大臣
各國務大臣

國務を掌らせることとしました別に宮内大臣・内大臣・宮中顧問官を置いて帝室に奉仕せしめることとした。そして伊藤博文は内閣總理大臣に任せられ、宮内大臣を兼ねた。ついで同二十一¹⁸⁸⁶年四月、樞密院を設け、これを天皇最高の顧問府となした。伊藤博文はその議長に任せられたが、天皇は憲法の草案をここに下して審議せしめられ、始終親臨^{シヨウリ}して多くの顧問官等の意見をお聞きになり、つひにつた。

最初の内閣

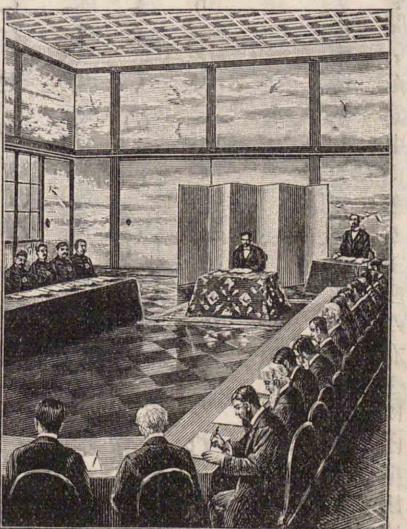
內閣總理大臣	伊藤博文(長州)
外務大臣	井上馨(長州)
內務大臣	山縣有朋(長州)
大藏大臣	松方正義(薩州)
陸軍大臣	大山巖(薩州)
海軍大臣	西鄉從道(薩州)
司法大臣	山田顯義(長州)
文部大臣	森有禮(薩州)
農商務大臣	谷干城(土州)
遞信大臣	榎本武揚(舊幕臣)

憲法を審査する會議室は廣間の上手に玉座があり、その背後に金屏風を建て、議場には凹字形に卓子を並べ、玉座はその開いた真中にあり、玉座の右手には皇族席が

ありつゞいて内大臣三條實美、内閣總理大臣黒田清隆以下各國務大臣の席があり、玉座の右手には議長伊藤博文、書記官長井上毅、書記官伊東巳代治、同金子堅太郎の席があつて、その次には副議長寺島宗則及び樞密顧問官の席がありました。そして大臣席と樞密顧問官席とは隣合せになつてゐました。この圖は伊藤議長が起立して議案の説明をしてゐるところであります。

地方自治制の實施 中央政府の官制を整へると共に、政府は地方自治の制を固くしようとして、明治二十一年四月、市制・町村制を發布し、その翌年から實施させ、ついで同二十四年四月には、府縣制・郡制を實施した。かくして國民をして、それぐその地方の政治を行はせたから、地方共同の利益は大いに進むに至つた。

地方自治制の 實施
市制 二五四八年
町村制 二五四九年
府縣制 二五五年
郡制 二五六年



憲法議會

第十章 憲法發布 帝國議會

帝國憲法の發布 明治二十二年二月十一日、紀元節の佳辰カシン

帝國憲法の發布
二五四九年

官報號外 明治二十二年二月十一日

内閣官報局

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現來ノ臣民ニ對シ此ノ不勝ノ大典ヲ宣布ス
惟ニ我カ祖宗ハ我カ臣民祖先ノ協力無事ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト寔ニ臣民ノ忠貞勇ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ仰チ祖宗ノ忠貞ナル臣民ノ子孫ナルヲ罔想シ其ノ歎カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ祖與コ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ蒙闇ナフシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分シニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

て、待ちに待つた
て、賢所・皇靈殿を
て、帝國憲法制定
のことを皇祖皇
宗の神靈に告げ

帝國根本の大法
政治上の一大變革

皇室典範の制定



(皇天正大の後)下殿子太皇
(時御の尉少軍陸年四十二治明)

たまひ、更に皇后と共に正殿に出御あらせられ、皇族・大臣、その他の官民及び外國公使等を召してその發布の式を擧げさせられ、御親ら帝國憲法を内閣總理大臣黒田清隆キヨタカにお授けになつた。帝國憲法は七章・七十六條より成れる帝國根本の大法であつて、天皇統治の大權と臣民の權利義務とを定め、臣民に參政權を分ち與へられたものであり、その發布はわが國の政治上的一大變革であつたから、國民は擧つて祝意を表し、歡呼の聲が四方に満ち溢れた。

皇室典範の制定

同時に皇室典範も制定せられた。これは皇位繼承・踐祚・即位・立后・立太子・攝政など皇室に關する事柄を定めたものであり、これによつて皇室の基礎はいよいよ固く、天地と共に窮りなく榮えさせたまふことを明らかにせられたものである。

られますが、茲には揮寫してあります。
下方には外國公使等がります。尙圖の左上方前面に皇后がいらせる
に侍立する侍従は、神劍と神璽シシキを捧げまわせてをります。圖の右
理大臣黒田清隆に憲法をお授けになるところです。玉座の中段左右
皇は算三十八歳にわらせられました。この圖は天皇より内閣總
國公使等を召されて、その發布の式をお挙げなさいました。時に天
ついで皇后と共に正殿に臨ませられ、親王・大臣その他の官民及び外
賢所皇靈殿カタコロクタケラヒジンを祭つて、憲法制定のことを皇祖皇帝の靈に告げたまひ、
帝國憲法發布の大典を挙げさせられました。この日、天皇は、先づ
明治二十二年一月一日、紀元節の佳き日、明治天皇は、大日本



もがきのでは、送り舟獻つてあります。

下式舟は代國公御奉行であります。尚國の太上大備而御皇后はござ
ります立子の御翁舟、輪廻の輪廻を御めらざしておらず。國の本
聖大弘聖田帝御引渡せをば實行がなさるなり。玉室の中御八体
皇玉寶車三十八輦引ゆるをせしめまつた。この國が天皇より内閣總
國公御持を旨むけて、その榮休のたゞな事叶はぢこまつた。御大
じこて皇帝お拂り玉頭御まつさひ、勝王・大頭子の頭の官鬼氣方長
賀武皇靈御す矣。遂に御次のこよね皇帝皇宗の靈御古や六まん
帝國憲政義帝の大典が舉れさせられまつた。この日、天皇が、我じ
即位二十二年二月十一日、御元節の詔書日、即位天皇が、大日本

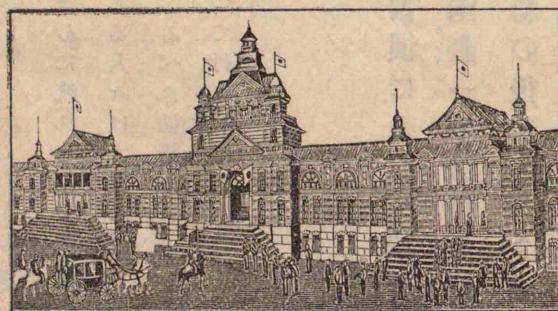
憲政發佈

貴族院
衆議院

皇太子の冊立
帝國議會の開設
三五六〇年

皇太子冊立 明治二十二年十一月三日、天長節の佳辰を以て、この典範によつて皇子嘉仁親王を立てて皇太子となし、壺切の御劍をお傳へになつた。十後明治三十三年五月、公爵九條道孝ミチタカの第四女節子サダコを立てて皇太子妃となされた。

帝國議會の開設 帝國憲法と共に、これに附屬する議院法・貴族院令・衆議院議員選舉法なども公布せられ、翌明治二十三年十一月二十五日、帝國憲法の規定によつて、始めて帝國議會を東京に召集し、天皇が親臨して開院式をお舉げになつた。帝國議會は、貴族院・衆議院の二院より成る立法の府である。最初の議長は貴族院は伊藤博文、衆議院は中島信行であつた。かくして立憲政體の實が全く備



當立時議事堂

教育勅語

はり、萬機公論に決するやうになつた。

明治維新このかた世の中は急激に變化し西洋文化が盛んに流れ込んで來たので、わが國古來の美風が薄らいでゆく虞があつたから、心ある人々は大層心配してをりました。天皇はこれを御覽になり、國民教育の基となるべき勅語をお下しになりました。この後、わが道德教育は一にこの勅語に遵つて行はれて居ります。

第十一章 法典編纂 條約改正

法典の編纂

法典の編纂 江戸幕府の時代には、地方の習慣によつて法を異にすることが多かつたが、これを統一して全國劃一の法律を制定し、以て新時代の要求に應ずることは、明治維新の後、なすべき緊要な事業であつた。それ故、政府は早くから法典編纂のことに深く心を用ひ、明治三年十二月支那の法律を參照してつくつた新律綱領を頒ち、同六年六月司法卿江藤新平は、西洋諸國の法律を参考してつくつた改定律例を布いた。その後政府は、國運の發達につれ

てます／＼これに力を用ひ、同十五年には刑法・治罪法を實施したので、義の二法を廢した。ついで政府は法典取調局をおき、同二十三年には民事訴訟法・刑事訴訟法・行政裁判法・裁判所構成法を發布し、同三十一年には民法を實施し、同三十二年には商法の全部を實施し、その後時勢の必要に應じて刑法を改正し、同四十一年より新刑法を實施し、大正十三年には新刑事訴訟法を施行した。このやうにして、わが國の法典は全く備はり、國民はその保護の下にあつて、生命財産の安寧を得てゐるのである。

條約改正の必要 政府は法典編纂のほか、條約改正のことにもまた心を用ひた。それは幕府が諸外國と結んだ安政の假條約は、關稅權に制限があり、また、治外法權の規定があつて、わが國に居る外國臣民は、わが國の法律に従はなくとも宜いといふ特權を有して居り、われに不利益な條項が少くなかったからである。それ故、

刑法
民法
商法
新刑法
民事訴訟法
刑事訴訟法
行政裁判法
裁判所構成法
訴訟法

條約改正の必要

安政の假條約
の不利

條約改正のことは、明治の初めから既に論ぜられてをつた大問題であつた。

條約改正の困難　されば政府は夙にこれに心を用ひ、(一)明治四年岩倉具視等は、亞米利加合衆國に對してこれを交渉したけれども果さなかつた。ついで(二)同十一年、外務卿寺島宗則は、先づ關稅權だけを改正しようと試みたけれども、また成功しなかつた。そこで(三)同十五年から、外務卿井上馨は、たびたび諸條約國の公使を

十三回會して稅權と法權とを一緒に回復する協議を開き、また盛んに歐化主義を鼓吹し、西洋の風俗を取り入れて外國人の歡心を求める二十年に至つて、やうやく改正案を決しようとする程になつたところ、その草案の中に、外國人をわが裁判官に任用する規定があつたの



青木周藏

二五四七年

難の不^レ解^ル 岩倉具視 寺島宗則

井上馨

で、烈しい反對論を惹き起したため、政府は一先づ改正を中止した。(四)そして同二十一年二月、大隈重信が外務大臣となつたとき、また改正談判を開き、國別に交渉して次第にその歩を進めたけれども、やはり井上馨の案と大差がないといふので、また烈しく非難せられ、重信はそのために傷けられるに至つたから、同二十二年十月、政府は再びこれを中止した。(五)ついで同年十二月、青木周藏が代つて外務大臣となり、更に談判を開いて、彼此對等の條約を結ぶやうに努力したけれども、つひにこれを成すことが出來ずに終つた。

井上馨が外務大臣であつた頃は、制度の改革や條約の改正が熱心に考へられた時代であり、歐化主義が盛んに唱へられ、上流社會には舞踏會



歐化主義の行はれた頃の小学校

國粹保存

條約改正の成

や假裝會が流行し、婦人の間には洋髪・洋装が行はれました。前頁に掲げたのは、當時の版畫であつて、洋装の女先生が洋琴オルガンを彈奏して、女生徒に唱歌を教へてゐるところであります。これに對し一方には國粹保存コクスホを唱へるもののがまた盛んに起りました。

條約改正の成功

このやうに條約改正のことは、屢々試みて屢々失敗した難問題であつたが、その間に、わが國の内政は大いに整ひ、法典も次第に備はり、立憲政體も亦確立し、國際上の地位がおのづから高まり、諸外國は漸くわれを重んずるやうになつた。そこで

陸奥宗光

三五四年



明治二十七年、外務大臣陸奥宗光ミツコウモツカは、當時獨逸公使であつた青木周藏に英國公使イギリスを兼ねさせて、先づ英吉利の同意を得させ、始めて改正案の調印を終つた。然る

にその後間もなく日清戰爭が起り、わが軍は頻りに勝ち、わが國威の大きいに揚るに及んで、わが國の實力は

國力の充實

列國に認められ、他の諸外國との條約も相ついで改正され、同三十二年、新條約ははじめて實施せられ、治外法權は全く撤廢せられた。併し、關稅權は、まだ完全に回復されなかつたが、同四十四年に至り、外務大臣小村壽太郎コウラフタラウは、その改正について更に各國と條約を結んだから、わが國は多年の希望を達し、條約の上では、全く歐米諸國と對等の地位を占めるに至つた。

第十二章 明治二十七八年戰役 戰後の經營

朝鮮の無禮 朝鮮では、明治十七年に起つた京城の事變の後、獨立黨の志士は多く國外に遁れ、事大黨のものが政權を握り、清國の勢力は次第に國內に高まつて來たので、屢々わが國を侮るやうな様子を示すに至り、明治二十二年には、咸鏡道の官吏が、不法にも防穀令ブガコウを發して、わが國に米穀を輸出することを禁じ、わが商人に損害

防穀令

18. 天津停戦約	17. 京城通商條約	16. 朝鮮通商條約
17. 京域通商條約	16. 朝鮮通商條約	15. 朝鮮通商條約
16. 朝鮮通商條約	15. 朝鮮通商條約	14. 朝鮮通商條約
15. 朝鮮通商條約	14. 朝鮮通商條約	13. 公使館
14. 朝鮮通商條約	13. 公使館	12. 防穀令
13. 公使館	12. 防穀令	11. 朝鮮の無禮
12. 防穀令	11. 朝鮮の無禮	10. 朝鮮の無禮
11. 朝鮮の無禮	10. 朝鮮の無禮	9. 朝鮮の無禮
10. 朝鮮の無禮	9. 朝鮮の無禮	8. 朝鮮の無禮
9. 朝鮮の無禮	8. 朝鮮の無禮	7. 朝鮮の無禮
8. 朝鮮の無禮	7. 朝鮮の無禮	6. 朝鮮の無禮
7. 朝鮮の無禮	6. 朝鮮の無禮	5. 朝鮮の無禮
6. 朝鮮の無禮	5. 朝鮮の無禮	4. 朝鮮の無禮
5. 朝鮮の無禮	4. 朝鮮の無禮	3. 朝鮮の無禮
4. 朝鮮の無禮	3. 朝鮮の無禮	2. 朝鮮の無禮
3. 朝鮮の無禮	2. 朝鮮の無禮	1. 朝鮮の無禮

三國全羅古早

朝鮮の内亂

政治改革

計略軍

大三援兵請願

清國の出兵

六ヶ大鳥14史

わが國の出兵

日清開戰



大歸朝中の公使大島圭介を京城に急行させ、陸軍少將大島義昌に混成旅團を率ゐて出發させて、萬一の變に備へた。

日清開戰

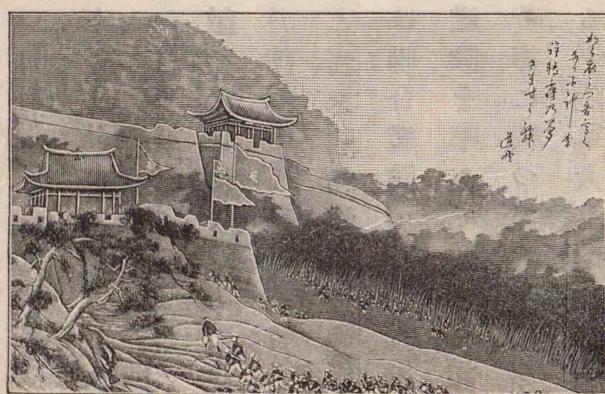
まつたから、わが政府は清國に對し、東洋平和のため、今後は兩國力

を蒙らしめたこともあつた。

朝鮮の内亂 然るに同二十七年五月、朝鮮の南部地方に東學黨のものどもが、官吏の暴政に反抗して内亂を起し、朝鮮政府は自分の力をこれで鎮定することが出來ないので、清國に援けを求めたところ、清國はこの請に應じて、屬國の難を救ふのだといつて大兵を送り、これをわが國に通知して來た。これに對し、わが政府は朝鮮を清國の屬國と認めない旨を答へ、またわが居留民を保護するため、兵を出すべき旨を清國に通知し、

ために兵を出すべき旨を清國に通知し、
大歸朝中の公使大島圭介を京城に急行させ、陸軍少將大島義昌に混成旅團を率ゐて出發させて、萬一の變に備へた。

日本清向	わが國の提議
内亂鎮定	清國の無禮
軍事援助	朝鮮の政治改革
内政改革の勧告	日本軍獨行を止め
内政改革の勧告	わが國の準備



(賛將大津野筆櫻金田保久圖の擊攻廣州)

を協せて朝鮮の内政を改革しようと申込んだところ、清國はこれに應ぜず、朝鮮はその屬國であると稱して、却つてわが國に撤兵を求め、更に太兵を朝鮮に送つて武力を以てわれを威壓しようとした。そこでわが國は、獨力を以て朝鮮を指導しようと決し、大鳥公使は、清國の妨害を斥けて、朝鮮政府に内政の改革を勧告し、わが陸海軍も、また十分の準備を整へてゐたところ、たまたま七月二十五日、豊島沖で、清國の軍艦は、わが軍艦に對し、砲火を開いた。かく、わが艦隊は直ちに應戦してこれを擊破し、ついでわが大島少將の軍は、朝鮮國王の求めによつて、清兵を成歡に破り、

から衣うつ音高くなりにけり
誰うたゝ寝の夢さますらむ

戰爭の經過

宣戰の大詔

廣島大本營

野津道貫



山縣有朋
伊東祐亨

平壤の戰

黃海の戰

伊東祐亨

山縣有朋

大山巖

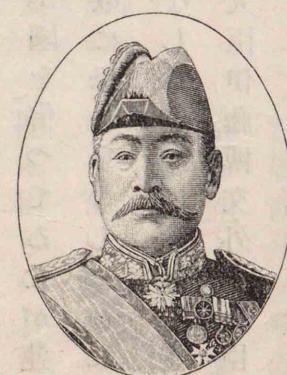
旅順の陥落
二五五年

威海衛の占領

は、金州半島附近に上陸し、金州・大連を占領し、海軍と力を協せて、十一月旅順の要塞を陥れ、ついで翌二十八年二月、山東半島なる威海衛を占領し、提督丁汝昌を自殺せしめ、その艦隊を全滅させた。そして三月、第一軍と第二軍の一部とは合して、牛莊・營口を抜き、田庄臺にに戦つて大いに敵を破り、進んで北京に迫らうとしたのでわが軍の士氣は、いよいよ盛んになつた。

廣島の大本營は、廣島市第五師團司令部を以て、これに宛てられたのでした。それは粗末なベンキ塗の木造の建物で、その二階の大廣間が天皇の御座所でした。四十二疊敷の間一つだけで、別に御休息所もなく、御寢所もなく、御部屋の中に玉座があり、御寢所は屏風で御寢臺を囲んで御設備申上げたと承ります。あまりに恐れ

廣島の大本營



伊東祐亨

進んで牙山の本營を抜いた。

戰爭の經過

同年八月一日、天皇は宣

戰の大詔を發したまひ、九月十五日、大本營を廣島に進めて、親しく軍事を統べさせられ、國民の敵愾心は烈々として燃えあがつた。同月陸軍中將野津道貫の軍は平壤を攻め、四面から包圍して十六日これを陥れ、清兵を朝鮮の國境外に逐ひ拂ひ、その翌九月十七日には、聯合艦隊司令長官海軍中將伊東祐亨は、旗艦松島以下十二隻の艦隊を率ゐて、敵の北洋水師提督丁汝昌の率ゐる十四隻の艦隊と黃海に戰つて大勝利を博し、制海權をわが手に收めた。十月になると陸軍大將山縣有朋の率ゐる第一軍は、鴨綠江を渡つて遼東に入り、九連城や鳳凰城を陥れ、到る處の敵軍を破つて西進し、陸軍大將大山巖の率ゐる第二軍

李江平
任永平
王國興
陳國興

は明治二十八年一月御薨去になりましたので、彰仁親王が代つて就任せられました。

西李休錢
小山之助
下關條約

2 藤原
3 伊藤博文
4 陸奥宗光
5 李鴻章

2. 日本
大政奉公
條約の要領

四、十七
二十地主
朝鮮の獨立
領土の割譲
開港
償金

口士三
三五公使
林外務次官
通示馬拉尼生

清五首都に立す妙る
乞朝鮮猶云有久無つ実
正廿四時議

廿五、舞子會議
② 池澤
賀成

第十二章 明治二十七八年戰役 戰後の經營



(筆太秀地永)議會和講關下
(畫壁館畫繪念記德聖宮神治明)

正面、柱を背にし、端然として椅子に凭つてゐるのが伊藤博文、それより向つて左が

とする時の有様です。

われに譲り(三)沙市、
重慶、蘇州・杭州の四
港を開き、(四)償金二
億兩を出すこととなつた。
これを下ノ

下關における兩國全權
大臣の會見場は春帆樓で、
十七日、その會議室で、講
和條約の調印されやう

和條的の調印されやう
とする時の有様です。

して、直隸總督李鴻章を頭等全權大臣となし、わが國に遣はして和を請はしめた。よつて天皇は、内閣總理大臣伊藤博文・外務大臣陸奥宗光を全權辨理大臣に任じ、これと下ノ關に會して協議を重ね、四月十七日講和條約を結ばしめられた。この條約で、(一)清國は朝鮮

て居ります。

てお許しが

卷之三

と、どちらが

野原で露營

ひ申上けた

卷之二

室を建てた

多いので、或

100

陸奥宗光、内閣書記官長伊東巳代治博文の向つて右が井上勝之助、博文と向ひあつてゐるのが李鴻章であります。

遼東還付

露西亞は、夙に満洲に眼をつけ、冬になつても

凍らない港を得たいと考へてゐたから、今わが國が遼東半島を占領しようとするのを見て、獨逸及び佛蘭西を誘ひ、東洋永遠の平和を保つためと稱して、これを清國に還付するやうにとわが國に勧告し、これと同時に、露佛の艦隊は、わが國の港灣に集合してその威力を示した。この干渉を受けて、わが國民は非常に憤慨したけれども、遺憾ながら獨力を以て三強國と争ふ力がなく、天皇もこれをみそなはして、深く内外の事情を察せられ、つひにその勧めを容れられ、五月十日、詔を發して、時勢の大局を觀て、國家の大計を誤るとのないやうに國民を諭したまひ、ついで遼東半島を全く清國に還付せしめられた。國民はその詔を拜して暗涙を呑み、臥薪嘗膽、

國民の悲憤
還付の詔勅



啓行院病備豫島廣下陛下
(畫壁館畫繪念記德聖宮神治明)

専ら國力の充實に努めたのであつた。

この戦役には、澤山の傷病者がありました。この圖は、皇后陛下昭憲皇太后が廣島の豫備病院に行啓あらせられ、親しく病床についてこれを御慰問あそばされてゐるところであります。

臺灣の平定

昭憲皇太后の
御仁慈

能久親王

臺灣の平定　臺灣は下、關條約によつて新たにわが領土となつたから、政府は臺灣總督をおいて、これを治めさせたが、清國の守將劉永福等は、土民をそそのかして反抗したので、別に近衛師團長陸軍中將能久親王(北白川)をして、兵を率ゐてこれを討たしめられた。親王は金枝玉葉の御身を以て戦場に臨ませたまひ、先づ臺灣の北部地方を平定せられ、ついで南方に攻め入られたところ、不幸にして、御病にかかり、陣中で薨ぜ

三五五六六年

られた。御年四十九でおはしました。間もなく明治二十九年の

春に至つて、全島はほぼ平定に歸し、それより民政が次第に整ふに至つた。

能久親王の御生涯



能久親王の御營露地戰及び王現親王の御營露地戰

たものであります。熱帶植物の林を背景として天幕を張り、御乗船薩摩丸から運んで来た椅子を据え、これに親王を請じまゐらせました。

（右）牛義加盛へ
日本主とすづれに軍備の擴張

（左）

戦後の經營

戦後の經營 この戦役によつて、わが國威は大いに揚り、わが國民は舉つて戦後の經營につとめ、財政を整へ、産業を興し、交通の發達を圖り、軍備を擴張し、教育を普及せしめたから、國力は著しく増進した。殊にこの戦役のときには、陸軍は近衛以下の七師團であつたが、その後増して十三師團となり、海軍は、更に新たに多くの軍艦を建造して、以て國防を充實した。また明治三十年には、金貨本位の制を立て、財政の基礎を鞏固ならしめた。

朝鮮の形勢 攻守同盟

朝鮮の形勢 明治二十七八年戦役の初めに、わが國は朝鮮と攻守同盟を結び、戦後には清國をして、その獨立自主の國であることを認めさせたが、遼東還付のことがあつたので、朝鮮は漸くわが國を輕んじ、却つて露西亞に親しむやうになつた。そこで國內には親日派と親露派との争が起つたが、明治二十九年二月、露西亞は自國の公使館に朝鮮の國王を迎へ、親露派の人々を以て内閣を組織

第一日露協商
〔一五五七年〕



韓國皇帝李帝

させたから、わが國は露西亞との衝突を避けるため、政策を改め日露兩國が協同して朝鮮を指導することに定めた。これを第一日露協商といふ。ついで明治三十年、國王は王城に還り、國號を改めて韓といひ、新たに皇帝の位に即いて、光武と改元し、獨立國たる體面を整へたが、露西亞の勢力

は依然として強く、その政治は殆んどその公使ウエーバーの手の中にあつた。そのため國內の反感が高まり、これを排斥するの聲が起り、露西亞も前後の事情に鑑みて、翌三十一年四月、わが國と協商し、(一)兩國共に韓國の獨立を認め、その内政に干渉しないこと、(二)露西亞はわが國と韓國との間の商工業の發達を妨げないこと、(三)練兵の教官、財政の顧問を韓國に派遣する時は、兩國協議の上で、これを定めることを約した。これが第二

〔一五五八年〕
第一日露協商

日露協商であつた。

第十三章 明治三十三年清國事變 日英同盟

清國に對する
諸外國の壓迫

清國に對する諸外國の壓迫 明治二十七八年戰役により、今までは眠れる獅子として見られてゐた清國の、案外弱いことが世間に知れわたつたので、歐洲の列國はこれに乘じて清國に迫り、種々の利權を求めた。(一)先づ露西亞はわが國をして遼東を還付せしめたことの報酬として、明治二十九年、シベリヤ鐵道に續けてその支線東清鐵道を滿洲に敷設することを清國に承諾させ、(二)獨逸はその宣教師が清國人に殺されたのを口實として、同三十一年、強ひて膠州灣を租借し、山東省内に鐵道



露西亞と關東州
露西亞と東北
英吉利と威海衛
佛蘭西と廣州灣
わが國と福建省

道を敷き、鑛山を探掘する権利を得た。(三)これを見て露西亞は同年更に清國に迫つて關東州を租借し、東清鐵道の要地であるハルビンから支線を敷いて大連、旅順に到らせ、その沿道の鑛山を探掘する権利を得、(四)英吉利は他國と勢力の平均を得なければならぬといつて威海衛及びその附近の地と、香港の對岸なる九龍半島の地とを租借し、(五)佛蘭西もまた同三十二年、廣州灣地方を租借した。このやうに列國が清國に勢力を植えつけるので、(六)わが國も領土(臺)の安全を保つ必要から、じつとして居られず、同三十一年、清國をして臺灣の對岸である福建省の地を他國に譲らないことの約束をさせた。

明治三十三年 清國事變

明治三十三年清國事變 このやうに諸外國は、清國に壓迫を加へ、中には之を分割するのが宜いとまで唱へるものが生じたから、清國人はその横暴を憤り、外國人を憎むの念が盛んに燃えあがり、

明治三十二年、義和團と稱する徒が山東省に起り、保清滅洋の旗を翻して外國人を迫害し、基督教の會堂を焼き、翌三十三年夏の初めに至つては、その勢ますます振ひ、北京と天津との間の連絡を絶ち、獨逸公使及びわが公使館員などを殺し、つひには官兵もまたこれに加はつて、北京にある各國の公使館を圍んだ。然るに清國皇帝(光緒帝)はこれを鎮壓することが出来ないばかりでなく、却つて勅諭を發して列國に開戦を布告する有様であつたから、列國は、それぐ軍隊を上陸させて敵を逐ひはらひ、公使館を救はうとし、わが軍は列國聯合軍の中堅となつて、同年八月北京に攻め入り、列國公使館を重圍の裡から救ふことが出來た。そこで清國皇帝は、西太后と共に難を避けて西安府に逃

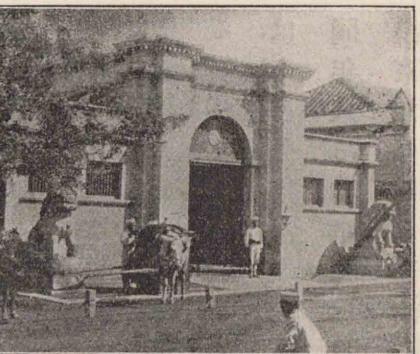


圖 亂避人西變事清北
(載所報漫文同海上)

32 31
32 31
原
北清
1. 31
2. キリスト教徒
3. 水害
4. 保守
5. 被害者
6. 交渉
7. 救援
8. 31
9. 31
10. 31
11. 31
12. 31
13. 31
14. 31
15. 31
16. 31
17. 31
18. 31
19. 31
20. 31
21. 31
22. 31
23. 31
24. 31
25. 31
26. 31
27. 31
28. 31
29. 31
30. 31
31. 31
32. 31
33. 31
34. 31
35. 31
36. 31
37. 31
38. 31
39. 31
40. 31
41. 31
42. 31
43. 31
44. 31
45. 31
46. 31
47. 31
48. 31
49. 31
50. 31
51. 31
52. 31
53. 31
54. 31
55. 31
56. 31
57. 31
58. 31
59. 31
60. 31
61. 31
62. 31
63. 31
64. 31
65. 31
66. 31
67. 31
68. 31
69. 31
70. 31
71. 31
72. 31
73. 31
74. 31
75. 31
76. 31
77. 31
78. 31
79. 31
80. 31
81. 31
82. 31
83. 31
84. 31
85. 31
86. 31
87. 31
88. 31
89. 31
90. 31
91. 31
92. 31
93. 31
94. 31
95. 31
96. 31
97. 31
98. 31
99. 31
100. 31
101. 31
102. 31
103. 31
104. 31
105. 31
106. 31
107. 31
108. 31
109. 31
110. 31
111. 31
112. 31
113. 31
114. 31
115. 31
116. 31
117. 31
118. 31
119. 31
120. 31
121. 31
122. 31
123. 31
124. 31
125. 31
126. 31
127. 31
128. 31
129. 31
130. 31
131. 31
132. 31
133. 31
134. 31
135. 31
136. 31
137. 31
138. 31
139. 31
140. 31
141. 31
142. 31
143. 31
144. 31
145. 31
146. 31
147. 31
148. 31
149. 31
150. 31
151. 31
152. 31
153. 31
154. 31
155. 31
156. 31
157. 31
158. 31
159. 31
160. 31
161. 31
162. 31
163. 31
164. 31
165. 31
166. 31
167. 31
168. 31
169. 31
170. 31
171. 31
172. 31
173. 31
174. 31
175. 31
176. 31
177. 31
178. 31
179. 31
180. 31
181. 31
182. 31
183. 31
184. 31
185. 31
186. 31
187. 31
188. 31
189. 31
190. 31
191. 31
192. 31
193. 31
194. 31
195. 31
196. 31
197. 31
198. 31
199. 31
200. 31
201. 31
202. 31
203. 31
204. 31
205. 31
206. 31
207. 31
208. 31
209. 31
210. 31
211. 31
212. 31
213. 31
214. 31
215. 31
216. 31
217. 31
218. 31
219. 31
220. 31
221. 31
222. 31
223. 31
224. 31
225. 31
226. 31
227. 31
228. 31
229. 31
230. 31
231. 31
232. 31
233. 31
234. 31
235. 31
236. 31
237. 31
238. 31
239. 31
240. 31
241. 31
242. 31
243. 31
244. 31
245. 31
246. 31
247. 31
248. 31
249. 31
250. 31
251. 31
252. 31
253. 31
254. 31
255. 31
256. 31
257. 31
258. 31
259. 31
260. 31
261. 31
262. 31
263. 31
264. 31
265. 31
266. 31
267. 31
268. 31
269. 31
270. 31
271. 31
272. 31
273. 31
274. 31
275. 31
276. 31
277. 31
278. 31
279. 31
280. 31
281. 31
282. 31
283. 31
284. 31
285. 31
286. 31
287. 31
288. 31
289. 31
290. 31
291. 31
292. 31
293. 31
294. 31
295. 31
296. 31
297. 31
298. 31
299. 31
300. 31
301. 31
302. 31
303. 31
304. 31
305. 31
306. 31
307. 31
308. 31
309. 31
310. 31
311. 31
312. 31
313. 31
314. 31
315. 31
316. 31
317. 31
318. 31
319. 31
320. 31
321. 31
322. 31
323. 31
324. 31
325. 31
326. 31
327. 31
328. 31
329. 31
330. 31
331. 31
332. 31
333. 31
334. 31
335. 31
336. 31
337. 31
338. 31
339. 31
340. 31
341. 31
342. 31
343. 31
344. 31
345. 31
346. 31
347. 31
348. 31
349. 31
350. 31
351. 31
352. 31
353. 31
354. 31
355. 31
356. 31
357. 31
358. 31
359. 31
360. 31
361. 31
362. 31
363. 31
364. 31
365. 31
366. 31
367. 31
368. 31
369. 31
370. 31
371. 31
372. 31
373. 31
374. 31
375. 31
376. 31
377. 31
378. 31
379. 31
380. 31
381. 31
382. 31
383. 31
384. 31
385. 31
386. 31
387. 31
388. 31
389. 31
390. 31
391. 31
392. 31
393. 31
394. 31
395. 31
396. 31
397. 31
398. 31
399. 31
400. 31
401. 31
402. 31
403. 31
404. 31
405. 31
406. 31
407. 31
408. 31
409. 31
410. 31
411. 31
412. 31
413. 31
414. 31
415. 31
416. 31
417. 31
418. 31
419. 31
420. 31
421. 31
422. 31
423. 31
424. 31
425. 31
426. 31
427. 31
428. 31
429. 31
430. 31
431. 31
432. 31
433. 31
434. 31
435. 31
436. 31
437. 31
438. 31
439. 31
440. 31
441. 31
442. 31
443. 31
444. 31
445. 31
446. 31
447. 31
448. 31
449. 31
450. 31
451. 31
452. 31
453. 31
454. 31
455. 31
456. 31
457. 31
458. 31
459. 31
460. 31
461. 31
462. 31
463. 31
464. 31
465. 31
466. 31
467. 31
468. 31
469. 31
470. 31
471. 31
472. 31
473. 31
474. 31
475. 31
476. 31
477. 31
478. 31
479. 31
480. 31
481. 31
482. 31
483. 31
484. 31
485. 31
486. 31
487. 31
488. 31
489. 31
490. 31
491. 31
492. 31
493. 31
494. 31
495. 31
496. 31
497. 31
498. 31
499. 31
500. 31
501. 31
502. 31
503. 31
504. 31
505. 31
506. 31
507. 31
508. 31
509. 31
510. 31
511. 31
512. 31
513. 31
514. 31
515. 31
516. 31
517. 31
518. 31
519. 31
520. 31
521. 31
522. 31
523. 31
524. 31
525. 31
526. 31
527. 31
528. 31
529. 31
530. 31
531. 31
532. 31
533. 31
534. 31
535. 31
536. 31
537. 31
538. 31
539. 31
540. 31
541. 31
542. 31
543. 31
544. 31
545. 31
546. 31
547. 31
548. 31
549. 31
550. 31
551. 31
552. 31
553. 31
554. 31
555. 31
556. 31
557. 31
558. 31
559. 31
560. 31
561. 31
562. 31
563. 31
564. 31
565. 31
566. 31
567. 31
568. 31
569. 31
570. 31
571. 31
572. 31
573. 31
574. 31
575. 31
576. 31
577. 31
578. 31
579. 31
580. 31
581. 31
582. 31
583. 31
584. 31
585. 31
586. 31
587. 31
588. 31
589. 31
590. 31
591. 31
592. 31
593. 31
594. 31
595. 31
596. 31
597. 31
598. 31
599. 31
600. 31
601. 31
602. 31
603. 31
604. 31
605. 31
606. 31
607. 31
608. 31
609. 31
610. 31
611. 31
612. 31
613. 31
614. 31
615. 31
616. 31
617. 31
618. 31
619. 31
620. 31
621. 31
622. 31
623. 31
624. 31
625. 31
626. 31
627. 31
628. 31
629. 31
630. 31
631. 31
632. 31
633. 31
634. 31
635. 31
636. 31
637. 31
638. 31
639. 31
640. 31
641. 31
642. 31
643. 31
644. 31
645. 31
646. 31
647. 31
648. 31
649. 31
650. 31
651. 31
652. 31
653. 31
654. 31
655. 31
656. 31
657. 31
658. 31
659. 31
660. 31
661. 31
662. 31
663. 31
664. 31
665. 31
666. 31
667. 31
668. 31
669. 31
670. 31
671. 31
672. 31
673. 31
674. 31
675. 31
676. 31
677. 31
678. 31
679. 31
680. 31
681. 31
682. 31
683. 31
684. 31
685. 31
686. 31
687. 31
688. 31
689. 31
690. 31
691. 31
692. 31
693. 31
694. 31
695. 31
696. 31
697. 31
698. 31
699. 31
700. 31
701. 31
702. 31
703. 31
704. 31
705. 31
706. 31
707. 31
708. 31
709. 31
710. 31
711. 31
712. 31
713. 31
714. 31
715. 31
716. 31
717. 31
718. 31
719. 31
720. 31
721. 31
722. 31
723. 31
724. 31
725. 31
726. 31
727. 31
728. 31
729. 31
730. 31
731. 31
732. 31
733. 31
734. 31
735. 31
736. 31
737. 31
738. 31
739. 31
740. 31
741. 31
742. 31
743. 31
744. 31
745. 31
746. 31
747. 31
748. 31
749. 31
750. 31
751. 31
752. 31
753. 31
754. 31
755. 31
756. 31
757. 31
758. 31
759. 31
760. 31
761. 31
762. 31
763. 31
764. 31
765. 31
766. 31
767. 31
768. 31
769. 31
770. 31
771. 31
772. 31
773. 31
774. 31
775. 31
776. 31
777. 31
778. 31
779. 31
780. 31
781. 31
782. 31
783. 31
784. 31
785. 31
786. 31
787. 31
788. 31
789. 31
790. 31
791. 31
792. 31
793. 31
794. 31
795. 31
796. 31
797. 31
798. 31
799. 31
800. 31
801. 31
802. 31
803. 31
804. 31
805. 31
806. 31
807. 31
808. 31
809. 31
810. 31
811. 31
812. 31
813. 31
814. 31
815. 31
816. 31
817. 31
818. 31
819. 31
820. 31
821. 31
822. 31
823. 31
824. 31
825. 31
826. 31
827. 31
828. 31
829. 31
830. 31
831. 31
832. 31
833. 31
834. 31
835. 31
836. 31
837. 31
838. 31
839. 31
840. 31
841. 31
842. 31
843. 31
844. 31
845. 31
846. 31
847. 31
848. 31
849. 31
850. 31
851. 31
852. 31
853. 31
854. 31
855. 31
856. 31
857. 31
858. 31
859. 31
860. 31
861. 31
862. 31
863. 31
864. 31
865. 31
866. 31
867. 31
868. 31
869. 31
870. 31
871. 31
872. 31
873. 31
874. 31
875. 31
876. 31
877. 31
878. 31
879. 31
880. 31
881. 31
882. 31
883. 31
884. 31
885. 31
886. 31
887. 31
888. 31
889. 31
890. 31
891. 31
892. 31
893. 31
894. 31
895. 31
896. 31
897. 31
898. 31
899. 31
900. 31
901. 31
902. 31
903. 31
904. 31
905. 31
906. 31
907. 31
908. 31
909. 31
910. 31
911. 31
912. 31
913. 31
914. 31
915. 31
916. 31
917. 31
918. 31
919. 31
920. 31
921. 31
922. 31
923. 31
924. 31
925. 31
926. 31
927. 31
928. 31
929. 31
930. 31
931. 31
932. 31
933. 31
934. 31
935. 31
936. 31
937. 31
938. 31
939. 31
940. 31
941. 31
942. 31
943. 31
944. 31
945. 31
946. 31
947. 31
948. 31
949. 31
950. 31
951. 31
952. 31
953. 31
954. 31
955. 31
956. 31
957. 31
958. 31
959. 31
960. 31
961. 31<br

佛宣教自殺
謝罪使派遣
責任者死刑
償金北京守備兵駐屯
北清事變

講和條約の要領



在北日本公使館前門

露西亞の満洲占領
武群を抜き、各國の尊敬を博した。

露西亞の満洲占領 然るにこの事變に乗じて、露西亞は鐵道の守備を口實として、大兵を満洲に送り込み、平和に復した後も兵を退けないばかりでなく、明治三十三年十一月には、清國を脅かして密約を結び、永く満洲をその掌中に握らうとした。これを見てわが國は、英吉利及び亞米利加合衆國と共に、清國政府に警告を與へ、

露西亞の満洲占領



殊にわが國は利害の關係が最も深いから、露西亞に對して强硬なる抗議を申し込んで、その撤兵を促した。

日英同盟 李鴻章は、これまで自國の强大なことを恃みにして、久しく他國と

同盟することなく、これを『名譽の孤立』と稱して自慢して居つたが、明治二十七八年戰役の後、わが國の實力の強いことを認め、東洋における日英兩國の利害が一致してゐることを考へ、明治三十五年一月、つひにわが國と同盟を結んで、(一)清・韓兩國の領土を保全すべきこと、(二)清・韓における日・英兩國の利益を保護すること、(三)日・英の一方が他の一國と戰ふときは、他の方はこれを助くべきことを約した。すると露西亞は態度を改めて、大いに讓歩し、同年四月、清國に對し、満

露西亞の讓歩
同盟條約の要領

32. 旅順大連租借
東清鐵道を進る鐵布設
33. 满洲占領

35. 日英同盟
敵兵宣戰

セ五. 四八一零 呂天省
露西亞の行動

四八一九 吉林省
アレキシエフ

四八二〇 黒龍江省
ヨシムラ・アレキシエフ

四八二一 長春省
アレキシエフ

四八二二 有色人種の戰
アレキシエフ

四八二三 南下の形勢
アレキシエフ

四八二四 朝鮮の戰
アレキシエフ

四八二五 仁川の戰
アレキシエフ

四八二六 釜山の戰
アレキシエフ

四八二七 釜山の戰
アレキシエフ

四八二八 釜山の戰
アレキシエフ

四八二九 釜山の戰
アレキシエフ

四八三〇 釜山の戰
アレキシエフ

四八三一 釜山の戰
アレキシエフ

四八三二 釜山の戰
アレキシエフ

四八三三 釜山の戰
アレキシエフ

四八三四 釜山の戰
アレキシエフ

四八三五 釜山の戰
アレキシエフ

四八三六 釜山の戰
アレキシエフ

四八三七 釜山の戰
アレキシエフ

四八三八 釜山の戰
アレキシエフ

四八三九 釜山の戰
アレキシエフ

洲還付の條約を結び、十八箇月間を三期に分けて撤兵する約束をなしこれを列國に宣言した。

第十四章 明治三十七八年戦役



露西亞の行動 露西亞は、滿洲を清國に還さうと約束したけれども、一部の兵を引揚げただけで、やがて態度を改めて、ますく旅順の要塞を修め、海陸の軍備を大にし、陸軍大將アレキシエフを極東大總督に任じ、更に進んで韓國を威壓し、その龍巖浦を占領して、南下する勢を示した。このやうな行動は十分に東洋の平和を破る虞があるから、わが政府は深くこれを憂へ、前後凡そ十回に亘つて交渉を重ね、平和の間に事を解決しようと力めたけれども、露西亞

はこれに應ずる誠意がなく、言を左右に託して故意に時日を延ばし、その間にひたすら軍備を整へ、旅順港に强大なる太平洋艦隊を浮べ、兵威を示してわが國を屈服せしめようとした。

わが海軍の勝利 事ここに至つては如何とも仕様がなく、わが國は明治三十七年二月五日、已むを得ず國交を斷絶して自由行動

を取ることを露西亞に通告し、同月十日、天皇は宣戰の大詔を煥發あらせられた。そ

の前日、聯合艦隊司令長官海軍中將東郷平八郎の率ゐたわが聯合艦隊は、旅順港外及び仁川港外で敵の艦隊を破つて、その膽を寒からしめ、それより常に攻勢を取つて屢々旅順を襲ひ、四月十三日には、敵の旗艦をその港外で爆沈せしめて、司令長官海軍中將マカロフを戦死せしめた。

またその前後二月下旬より五月上旬に亘つて、決死隊を募つて、三



マカロフの戦死

わが海軍の活動

東郷平八郎

旅順港口の閉塞
黄海の戦

蔚山沖の戦

港口閉塞事業
廣瀬武夫の戦死

たび壯烈なる旅順港口の閉塞を試み、八月十日わが封鎖を破つて、脱出しようとした敵の艦隊を、黄海に遮つて大いにこれを破つた。ついで海軍中將上村彦之丞の率ゐる第二艦隊も、また八月十四日蔚山沖の戦でウラジオストックに據つてゐる敵の艦隊を破つて殆んどこれを全滅せしめたから、海上權は全くわが手の中に歸するに至つた。

旅順港口の閉塞は、商船に乘組み、敵の砲丸を冒して適當なところまで突進し、自らこれを沈めてから端艇に乗つて還るといふ大冒險であつた。第二回の時、福井丸の指揮官であつた海軍少佐後中佐廣瀬武夫は、出發に際し、七たび生れて國に報ず。一死志堅し。再び成效を期す。笑を含んで船に上ると書き残してゆき、そして壯烈な戦死を遂げた。

遼陽沙河の戦 陸軍では、(一)陸軍大將黒木爲楨の率ゐる第一軍は韓國に上陸し、五月鴨綠江を渡つて滿洲に入り、諸城を破つて遼陽に向ひ、(二)陸軍大將奥保鞏の率ゐる第二軍は、遼東半島に上陸し、

遼陽沙河の戦
黒木爲楨
奥保鞏

金州城占領
南山の戦

野津道貫



金州城を陥れ、南山を奪つて旅順の背後を扼し、これを救はうとして南下して來た敵を破つて、更に北方に進み、(三)陸軍大將野津道貫の率ゐる第四軍は、兩軍の中間を進んで相互の聯絡をとる。通じ、六月、(四)滿洲軍總司令官元帥陸軍大將大山巖は、同總參謀長陸軍大將兒玉源太郎等と共に、諸軍を統べて北上し、九月四日遼

陽を陥れ、敵の總司令官陸軍大將クロパトキンを走らせ、十月新銃を加へて大舉して南下して來た敵の大軍を、沙河附近に邀へ撃つて、また大捷を博し、敵の主力を破つた。それから日露の兩軍は、沙河を挟んで近く相對峙してをつた。

沙河の勝利
兒玉源太郎
遼陽の占領

沙河の對陣
クロパトキン

旅順の陥落

旅順
立方
五〇〇
（死）
九〇〇
（孔傷）
乃木希典
ステッセル
海陸協同攻撃
占領
二〇三高地の



旅順の陥落 旅順は、敵が東洋における根據地として、天險に人工を加へて固めた難攻不落の要塞であつて、陸軍中將ステッセルが死力を盡してこれを防守してをつた。

ここに向つたのは、わが陸軍大將乃木希典であつた。希典は第三軍を率ゐて、遼東半島に上陸し、聯合艦隊と力を協せてこれを圍み、八月から攻撃にかかりたけれども、敵は堅壘に據つて能くこれを防ぎ、わが軍は惡戦苦鬪の甲斐もなく、死屍累々として山を掩はんばかりの有様であつたが、數回の激烈なる争奪戦の後、十二月六日に至り、最も要害の地たる二〇三高地を確實に占領することが出来、これより山上に観測所を設け、正確なる砲撃を以て、引きつづいて諸砲臺を陥れ、また港内に居る

二五六五年
開城
優渥なる御聖旨

敵艦を擊沈してこれを全滅せしめたので、敵將ステッセルもついに力が盡きてしまひ、明治三十八年一月一日降を請ひ、三日開城した。その時天皇は、乃木希典に優渥なる聖旨を下して、ステッセルの苦節をたたへ、武人に相當する禮遇を與へしめられた。

乃木大將の二子戰死す
金州城外の詩
爾嶺山の詩

乃木大將には二人の子がありました
が、長男陸軍歩兵中尉乃木勝典は金州城外の南山で戦死し、次男陸軍歩兵少尉乃木保典は旅順攻撃に加つて二〇三高地で戦死しました。後大將は軍を率ゐて北に進むとき、南山のあたりで「山川草木轉荒涼たり。十里風は腥し新戦場。征馬前まず人語らず。金州城外斜陽に立つ」と詠ぜられました。また二〇三高地については、「爾嶺山の



ルセッテスと希木乃るけおに營師水

凱旋のときの
詩

險なるも豈攀ぢ難からんや。男子の功名克艱を期す。鐵血山を覆して山形改る。
萬人齊しく仰ぐ爾靈山といふ詩をつくられました。大將は人格高潔純忠至誠武
人の典型として仰がれましたが、後に凱旋のときには「王師百萬強虜を征す。攻城
野戰屍山を作す。愧づ我何の顔あつてか父兄を看ん。凱歌今日幾人か還る」と詠
じてわが身を責められました。

前頁の寫眞は明治三十八年一月五日旅順要塞の外の水師營といふ村で日露兩國
の全權委員が會見して開城の規約を定めたときの記念撮影であります。中段向
つて左から二番目が乃木大將、同三番目がスニッセル將軍であります。

奉天の會戰
クロバトキン
の決心

わが軍の活動

奉天の會戰 敵將クロバトキンは、沙河の戰の後、六十萬の大軍
を集めて奉天に據り、連敗の恥を一舉に雪がうと思ひ、時機を窺つ
てをつた。これに對し、わが滿洲軍は最左翼に乃木希典の率ゐる
第三軍を加へ、最右翼に陸軍大將川村景明の率ゐる鴨綠江軍を加
へて、總軍四十萬となり、三十里に亘る戰線をしいて、二月下旬から
活動を起し、三面より奉天に押寄せて敵を包圍し、十四日間に亘れ



城入天奉の部令司總軍州滿
畫壁館繪念記德聖宮神治明

作戦計畫の成

功



昌圖まで追撃

未曾有の大戦

満洲出征の諸將

川村 景明
兒玉源太郎
乃木 希典
大山 嶽
奥 保鞏
山縣 有朋
野津 道貫
黒木 爲楨

る激戦をつゞけて、三月十日、全く奉天を占領し、逃げゆく敵を追撃して遠く昌圖にまで至つた。これを奉天の會戦といふ。

奉天の會戦は兩軍の兵數の多いこと、戦線の廣いこと、武器の新式などにおいて、當時にあつては實に未曾有の大戦であつた。故にわが軍は十分に自重して戦機の熟するのを待つてゐたがいよいよ動き出してからは、その作戦計畫が美事に成功して、敵の全軍を引包んでしまつた。この時、敵將クロバトキンは本

國に電報を打つて、「予は包圍せられたり」といつた。この會戦の後、三月十日を以て

日本海の海戦

太平洋第二艦
隊 同第三艦隊
ロジエストゥエンスキイ

日本海の海戦 これより先き、露西亞はバルチック艦隊の精銳を割いて、新に太平洋第二艦隊及び同第三艦隊を編成し、海軍中將ロジエストゥエンスキイを總司令官として東洋に向はせ、敗殘の

太平洋艦隊を助けようとした。この艦隊の目的は、旅順を救ふためであつたけれども、時機がおくれたので、旅順が陥つてしまつたから、一先づウラジオストックに入らうとして、總數三十八隻、この年

日本海の興廢
はの一役小在り
名員一層奮勵
努力せよ

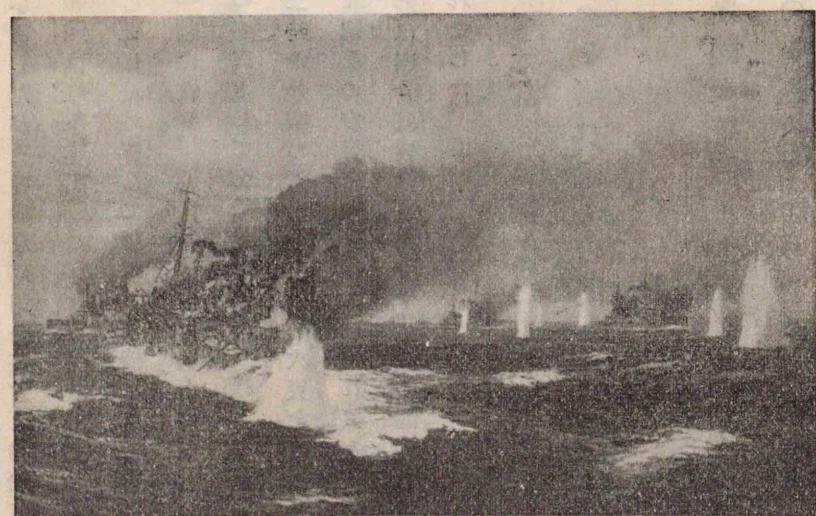
跋筆郎八平郷東



五月二十七日、白晝堂々として對馬海峡を通り抜けようしたから、兼てより、かくあるべしと待ち構へてゐたわが聯合艦隊司令長官海軍大將東郷平八郎は、四十餘隻の艦隊を率ゐ、鎮海灣の根據地から出動して、これを邀へ擊

ち、激戦數合、翌二十八日に至り、殆んど敵を全滅せしめ、負傷せる敵將ロジエストゥエンスキイ等を虜にし、これに代つた司令官海軍少將ネボガトフを降した。これを日本海の海戦といふ。實に世界の海戦史上に比類のない大海戦であつた。

敵艦隊の進路



(東條鉄太郎筆) 日本海戦

日本海の海戦は對馬海峡で始められたのであるが、敵が果してここを通るかそれとも津輕海峡を通るか、宗谷海峡を通るかは、その時まで、確かに判明りませんでした。故に、哨艦信濃丸から敵の進航を發見した知らせのあ

艦隊の出動を
知らせた電文
旗艦の橋上に
掲げられた信
號

つた時、わが將士は踊躍して戰場に向ひましたが、その時、東郷司令長官は海軍省に宛てて「敵艦見ゆとの警報に接し、聯合艦隊は直ちに出動、これを擊滅せんとする。この日、天氣晴朗なれども浪高し」と打電しました。そして兩軍が相接した時、司令長官は旗艦三笠の檣に「皇國の興廢此の一戦に在り。各員一層奮勵努力せよ」といふ信號旗を掲げました。共に千古不磨の名文として全世界に傳へられてをります。

前頁に掲げた圖は、五月二十七日午後三時十分頃の實況で、中央の火災をおこして沈没しかけてゐるのが敵艦オスラビヤ號、その左後方に黒煙に包まれてゐるのは

同スワロフ號右方の二隻も敵艦で、隊形は四分五裂の有様です。この海戰の後、五月二十七日を以て海軍記念日とせられました。

樺太占領

同年七月、わが陸軍の一部隊は樺太に上陸して、コルサコフ及びアレキサンドロフスクを陥れ、忽ちの間に全島を占領しました。

ボーツマス條約

亞米利加合衆國大統領ルーズベルトは、日露兩國の戰が久しくつゞいてゐるのを憂へて居つたが、日本海海戰

兩國の全權委員

ルーズベルト
トの調停



桂 太郎

トルエバズベルト

講和條約の要
領韓國における
わが國の利益
樺太の割譲
租借地における

の後、戰局の大勢が既に定まつたのを見えて、兩國に向つて講和を勧めた。兩國の政府はその好意を容れて、これに應じ、わが内閣總理大臣桂太郎は、聖旨を奉じて外務大臣小村壽太郎・亞米利加合衆國駐劄全權公使高平小五郎を全權委員とし、露西亞政府の全權委員ウイツテ及びローゼン等と米國のボーツマスに會して和を議せしめ、同年九月五日を以て十五箇條の講和條約を結んだ。この條約によつて、(一)露西亞は、わが國が韓國において政治上軍事上及び經濟上の卓越せる利益を有することを認め、(二)北緯五十度以南の樺太をわが國に割譲し、(三)旅順・大連、及びその附近の租借權及び長春以

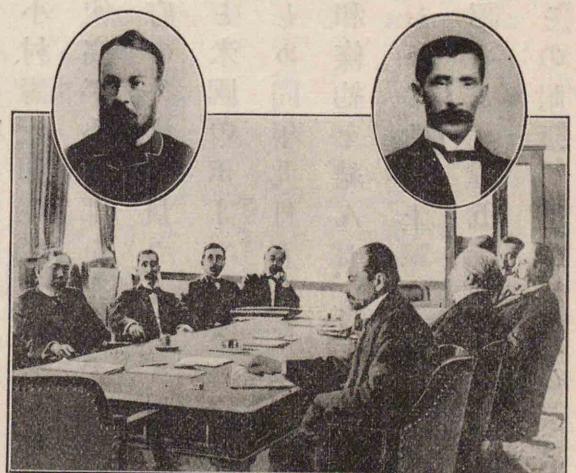
る利權等 沿海州の漁業權

南の鐵道、及びこれに附屬せる炭
礦をわれに譲り、(四)沿海州における
漁業權をわれに與へることな
どを約した。これをボーツマス
條約といつてゐる。

第十五章 戰後の經營 諸外國との關係

戰後の經營

戰後之經營 明治三十七八年
戰役は、わが國の運命を賭した大戰であつたから、戰勝の結果とし
て、わが國際的地位は大いに進み、わが國民の意氣は天に冲するば
かりに揚つた。天皇はこれを見そなはせられ、明治三十八年十月、
平和克復の詔の中において驕怠キヤウタを戒め、勤勉力行によつて富強の
勤勉力行の御諭し



テッイウビ及郎太壽村小と議會スマツーポ

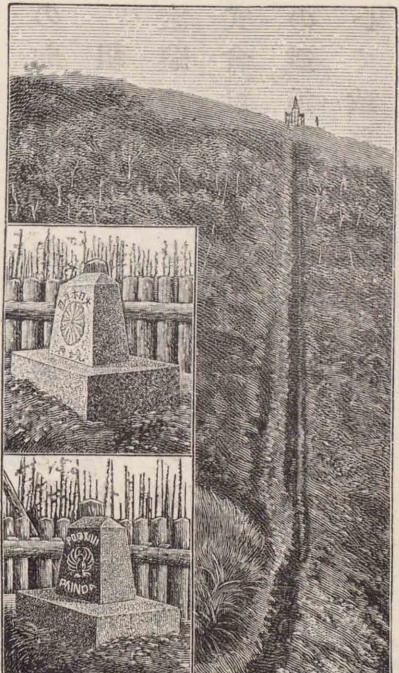
基を固くすべき旨をお諭しになつた。政府は、國民と共にこの聖
旨を奉じ、一方には戦争によつて多額の國帑コウボウを費した後であるか
ら、財政の整理に力を盡すと同時に、他方には國運の發展に伴ふ種

種の施設シセツをなし、(一)鐵道を國有として運輸機關を統一し、(二)海陸の軍
軍備を擴張して、陸軍を十九箇師團に増し、海軍は四十二萬噸の軍
艦を有することとし、(三)義務教育を六箇年に延長して國民の知識
の向上を圖り、(四)殖產興業を獎勵して國富の増進に努めた。

租借地及び樺太の經營 また新たに權利を得た租借地では、(一)
旅順に鎮守府を置いてその方面的防備に當らせ、(二)南滿洲鐵道株
式會社を設立せしめて、わが國が露西亞から譲り受けた長春以南
の鐵道、及びその附近の鐵山等を經營させ、(三)關東州に都督府を置
いて政務を統べさせ、(四)樺太にははじめ民政署を置いてこれを治
めさせたが、後これを樺太廳と改め、内地人の移住を奨め、漁業・林業

租借地及び樺太の經營	旅順鎮守府	南滿洲鐵道株式會社	關東都督府
樺太廳			

等の發達を圖つた。



太露境日本帝國境界標。太露森林を貫いて、一直線に東西に延びてゐます。上圖はその天露西亞一九〇六年境界の露國界標。太露國境は、山を越え、谿をわたり、日本帝國境界の文字、北面には露西亞の北緯五十度におけるわが國債は、五億六千萬圓であつたが、ボーヴマス條約の結ばれたときは十八億七千餘萬圓となり、戰後の歲計豫算は戰前の三倍以上になつて六億圓を越え國家の財政は隨分困難であつたけれども國民は戰勝に恥れて、やもすれば奢侈に流れる傾があつた。天皇は深くこれを憂ひたまひ、明治四十一年十月十三日、詔書を下して、忠實勤儉の風信義醇厚の俗を奨めたまひ、產業を治め、國運の發展に心を用ふべきことを戒めになりました。世にこれを戊申詔書と申上げてをります。

戊申詔書

國債の増加
歲計豫算の増加
忠實勤儉の風
信義醇厚の俗

太露境日本帝國境界標の兩面で、南面には大露西亞の満洲撤兵わが國の満洲還付日英同盟の繼續明治三十八年の改訂の協同動作同盟期限

清國領土の保全

清國領土の保全 わが外交の大方針は、偏に東洋の平和を維持することにあつた。そのためには、清國の獨立及びその領土を保全することが最も必要である。故にわが國は、戰争によつて占領してをつた満洲の地から、露西亞の兵を撤せしめ、その地を清國に還してやつた。かくて明治三十三年清國事變以來、わが國の力めた清國領土を保全する目的の一部はここに漸く達せられた。

日英同盟の繼續 日英同盟のため兩國は共に今まで大きな利益を受けたので、いづれもその繼續を希望し、明治三十八年八月、互に議してその同盟條約を擴張し、東方亞細亞及び印度の平和を保つことを目的とする攻守同盟とし、(一)兩國の中の一國が、第三國から、その領土を侵される時には、他の一國は協同してその國と戰を交へること、(二)その同盟の期限は向ふ十箇年間であることを定め、日露兩國の講和談判の行はれてゐる最中にこれを發表した。後、

明治四十四年
の改訂

交戦義務の取
除け
同盟繼續期限

日佛協約と日
露協約

二五六七年

明治四十四年七月になつて、形勢のうつりかはりに伴つて三たびこれを改め、(一)兩國中の一國が、第三國と仲裁裁判條約を結んだ場合には、他の一國は交戦の義務を負はないこととし、(二)そして今後なほ十年間同盟を続けることを約した。

日佛協約と日露協約

わが國は戰役の後、諸外國に對して、友誼を厚くし、平和を維持することに心を用ひた。そして露西亞は敵國であり、佛蘭西はその同盟國であつたことによつて、互に感情の圓滿を缺く嫌があつたから、わが國は、これを遺憾に思ひ、明治四十一年先づ佛蘭西と協約を結んで東方亞細亞の平和と安寧とを保つべきことを約しついで露西亞とも同じ目的の協約を結んだ。後、同四十三年七月、わが國は更に露西亞と新協約を結んで、お互の親善を厚くした。

日米覺書の交換

日米覺書の交換 亞米利加合衆國は、これより先、明治三十一年、

米國のフィリッ
ピン諸島占領
その排日熱
斐リピン
日本用放
覺書の要領
太平洋の平和
太平洋の平和
清國の領土保
清國における
機会均等
ハリマン
南滿洲鉄道布設
在首領
予約機会均等
小村外相
取消
ストレート
ケンル場外埠
財政委託のため失敗
未艦船日支討伐
錦州瓊璫鐵道布設
南滿洲鉄道日支
日支獨佛露
韓國併合

第十六章 韓國併合

第十六章

韓國併合

九一

斐リッピン諸島を西班牙より取り、また布哇ワウを併せて、だんくわが國に接近して來たから、日米兩國の關係は次第に密接になつた。然るに彼の國人中には、わが國を誤解するものがあつて、排日熱が盛んになり、つひには日米開戦の風評オボラガさへ傳へられたので、兩國政府はこれを憂へ、同四十一年十一月、覺書オボラガを交換し、(一)亞細亞及び太平洋における現狀を維持して、兩國の商業が穩かに發達することを希望し、(二)清國の獨立及び領土を保全し、(三)清國內における商工業の機會均等主義を尊重し、互に平和を保つべきことを約した。かくしてわが國際的地位は、一層確實になり、東亞細亞方面のことについては、どこの國もわが國を擋いて單獨に行動することが出來なくなつた。

韓國の保護

韓國の保護　わが國は永い間、韓國の獨立を扶けて來たけれど、韓國は力が弱くて獨立を全くすることが出來ず、常に東洋における争亂の禍根(ハラコ)をして居るのだから、日韓兩國の幸福のために今まで通りで過すことが出來なくなつたので、わが國は、更に進んでこれを保護するやうになつた。そのために凡そ四たびの約が重ねられた。

(一) 四たびの約

議定書の交換
外交権を收む
統監府の設置



文 藤 博 伊

明治三十七八年戰役の初めに、わが政府は韓國と議定書を交換して、韓國をして政治の改革については、わが忠告を容れさせることとした。(二)明治三十八年十一月、わが國は韓國を保護國とし、その外交権を收め、統監府を京城に置き、十二月樞密院議長伊藤博文を統監に任じた。これから韓國の政治は次第に改まって來たが、(三)同四十年七月、韓國皇帝李ケイ喨が位を皇太子李セキ培に譲つて

内政の指導

司法権を收む

日韓併合の由來

二五六九年



大正天皇御訪韓國正問

たとき、わが政府は、更に日韓協約を結んで、統監をして韓國の内政をも指導せしめることとした。そして(四)同四十二年、曾根荒助(カネアシ)が統監となつてから、更にその司法権をもわが手に收めたから、保護は十分行届くやうになつた。

日韓併合の由來

けれども韓國の内部はなほ動搖して、人心がとかく安らかでなく、統監政治では永く、治安を保つに足らないことが漸く明かになつた。たまたま明治四十二年十月、前統監伊藤博文は重要な任務を帶びて露西亞に往く途中、滿洲のハルビン驛(Harbin)で韓國人に暗殺された事件が起つたが、これは大勢に通ぜざるもののが、わが保護の眞意を理解しないためで

伊藤博文の薨去

あつて、このままでは韓國民の幸福を進め、東洋の平和を保つことは出来ないから、更に一步を進めて日韓兩國を合一せしめねばならぬと考へるものが兩國の間に多くなり、韓國の一進會長李容九のごときは、最も熱心にこれを主張し、同年十二月、會員一萬餘人の連署した日韓合邦の建白書を韓國政府及びわが統監府にたてまつった。



寺内正毅

併合條約 ついで明治四十三年五月、陸軍大臣寺内正毅が統監を兼ねて、韓國に赴いた頃には、是非共兩國を合一すべき必要が切迫してゐたので、正毅は全權委員となり、韓國の全權委員内閣總理大臣李完用と協議して、八月二十二日つひに併合條約を結んだ。この條約によつて韓國皇帝は一切の統治權を永遠にわが天皇に譲

りたてまつり、天皇はこれを受けて、全く韓國をわが國に併合せられた。そして同月二十九日、天皇は詔書を發して、これを天下に告げたまひ、舊韓國皇帝もまたこれより後は、日本帝國の新政に服して、永く幸福を享くべきことをその臣民に諭された。

朝鮮の經營 天皇は、やがてもとの韓國皇帝李塉を王とし、皇子李垠を王世子とし、太皇帝李喫を太王となされて、皇族の禮を以てこれを待遇せられた。また韓國の國號を廢して朝鮮と改め、朝鮮總督府を置き、正毅を朝鮮總督に任じ、朝鮮貴族令をお定めになつて、李王家の人々及び國家に功勞のあつたものを貴族に列して、華族令による有爵者と同等の禮遇を賜はつた。昔、天智天皇が半島を放棄せられてから、凡そ千二百五十年を経て、朝鮮は再びわが



朝鮮總督府

朝鮮總督府

朝鮮貴族令

國に歸し、東洋禍亂の源はこれによつて消えてしまひ、産業及び貿易は、その後著しく進歩し、新附の民は天皇の恩澤に浴して、永く平和を楽しむやうになつた。

朝鮮の面積は、約二十二萬一千平方キロメートル、その人口は約一千二百萬ありました。これを加へたので、わが國の總面積は約六十七萬四千平方キロメートル、そな人口は約七千萬に達しました。

第十七章 明治天皇の崩御 大正天皇の即位

明治天皇の崩御 二五七二年

明治天皇の崩御 このやうにして、わが國運は、日に月に盛んになつていつたところ、明治四十五年七月、明治天皇は圖らず御病にお罹りになられたので、皇后は、晝夜御休息もお取りにならず、御看護あそばされ、國民は天を仰ぎ地に伏して御平癒をお祈り申上げたけれど、その甲斐なく、御病は次第に重らせたまひて、その月三十日、つひに崩御あらせられた。寶算六十一でおはしました。國民

寶算

面積と人口



明治天皇の晩年の御容

の悲歎は譬へるにものもなく、諸外國も擧つて哀悼の意を表し、世界に稀なる聖主として讃へまゐらせた。越え

て九月十三日より大喪儀を行はせられ、十五日の夜明に靈柩を伏見桃山御陵に歛め

たてまつた。

そして國民は一年間の諒闇の喪に服したのであつた。

乃木大將夫妻の殉死

明治天皇の崩御

伏見桃山御陵

明治天皇の大喪儀の御歎殯が宮城をお出ましになる九月十三日の午後八時頃學習院長陸軍大將乃木希典は、東京赤坂區表町の自邸で自刃して先帝に殉じました。年六十四。その夫人靜子も、亦夫に殉じて自殺しました。年五十四。

乃木大將は長州藩の小祿の家に生れ、日清日露の戰役に大功をたて、明治天皇の御思召によつて學習院長となり、純忠至誠、一意君國のために勵かれたのであつたが、

その殉死によつて、多大の感動を國民全體に與へました。この圖は、その當日、大將夫妻が禮裝して撮影せられたもの。歌は殉死の室内において、天皇の神靈に捧げまゐらせたものであります。

うつし世を神さりましゝ大君のみあとしたひて我はゆくなり

臣希典上

みあとしたひて我はゆくなり
臣希典上



大正天皇の御
践祚
改元

大正天皇の御践祚 明治天皇の崩御あらせられた日、皇太子嘉仁親王は、直に御践祚あそばされて大正天皇となられ、年號を大正と改め、翌三十一日朝見の儀を行ひ、祖宗の宏謨^{カツウボシ}に遵^{シカ}ひ、憲法の條章により、統治の大權の行使を^{アマ}ることなく、以て先帝の遺業を失墜

することなきを期する旨の詔をお發しあそばされた。

昭憲皇后の崩御

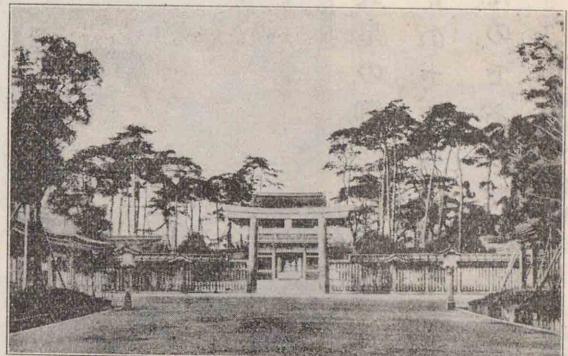
三五七四年

伏見桃山東御
凌



天皇の御盛徳をお翼タスけまゐらせて、御内助の功が多くおはしましたので、國民は重ね重ねの不幸にあつてまた諒闇の悲しみに沈んだのであつた。

明治神宮



明治節

御即位の大典

二五七五年

御紫宸殿の御儀

終つた後、大正四年十一月、大正天皇は神器を奉じて京都に行幸あらせられ、同月十日賢所を拜して御即位の旨を皇祖天照大神にお告げになり、紫宸殿にお出ましになつて、親しく即位の勅語を下され、内閣總理大臣大隈重信は、恭しく壽詞を奏し、終つて萬歳を三唱

御即位の大典 引きつゞいた諒闇の

に鎮座あらせられます。この圖は本殿であります。菊華御紋章の神々しい中門を隔てて拜するこが出来ます。大正九年十月、工を竣られました。神宮の境内に在る十數萬本の樹林は、日本全國からの獻木であります。

明治天皇の御神徳は、年を経るに隨つていよいよ高く仰がれます。そして昭和二年に至り、天皇の御誕生日なる十一月三日を明治節と御治定あらせられましたので、全國民は毎年異常な感激を以て、その日を奉祝してをります。

し、参列の内外諸臣及び全國の臣民は、一齊にこれに和して祝意を表したてまつた。ついで同月十四日、天皇は大嘗宮で大嘗祭を行はせられた。國民はこの盛典を拜して、踊躍して新しい時代に勇み進むやうになつた。

第十八章 明治時代における文化の發達

教育の普及

教育の普及 明治時代は去つて大正時代は來たつた。よつて茲に少しく今までの文化の發達を回顧することとする。但、場合によつては、その後のことと言及することもある。それに就て先づ考へられるのは、教育の普及の目覺しいことである。(一)初等教育は明治五年、學制が施行せられて、義務教育の方針が定まつて後、遍く全國に及び、「邑ニ不學ノ戸ナク、家ニ不學ノ人ナカラシメン」と仰せ下された聖旨は、殆んど實現されるに至つた。(二)これにつ

中学校

高等小学校

初等教育

中等教育
高等教育
師範教育
高等
教育
實業教育
女子教育
教育勅語

れで中等教育も亦盛んになり、中學校・高等女學校などは全國各地に隈なく設立された。(三)これ等の教育に從事する教育者は、府縣の立てた師範學校と政府の立てた高等師範學校とで養成されてゐる。(四)高等教育は近事著しく進歩し、高等學校・帝國大學及び農工商醫などの單科大學・専門學校をはじめとして、私立大學も數多く出來た。(五)實業教育もまた非常に發達した。(六)女子教育の普及も驚くべき程度で、次第にその高等教育の機關も備はりつつある。そしてすべての教育は、明治二十三年十月三十日、明治天皇のお下しになつた教育に關する勅語に遵^{シタガ}つて行はれてゐる。



東京帝國大學附属圖書館

私立大學
女子教育
學問の進歩
印刷術
西洋文化の輸入



私立大學の中、福澤諭吉の創めた慶應義塾、今の慶應義塾大學大隈重信の創めた早稻田大學のごときは、幾多の人才を社會に送り出しました。

吉 謙 澤 誠 昔の女子教育は、家庭と寺子屋とに限られてをつたが、明治の末頃には、全國各地に多くの高等女學校が設けられ、各府縣には女子師範學校、東京・奈良には女子高等師範學校があり、私立には成瀬仁藏の日本女子大學校をはじめ、各種の専門學校も建てられ、女子教育は長速の進歩をなしました。

學問の進歩 教育が盛んになるのにつれて、印刷術も大いに發達し、書籍新聞・雑誌などの發行が便利になつて、學問の進歩を促した。初めの間は「知識ヲ世界ニ求メ」と仰せ下された御言葉の通り、西洋諸國の學問を取り入れることに忙しく、わが國から、海外に留学するものが多く、外國の學者を招いて講義を聽くことも少くなかったけれど、やがてこれを同化して獨創^{ドサク}の研究を成すものが輩出

發明發見

發明發見

し醫學上の發見や、軍器火薬の發明などに立派な業績を擧げるやうになつた。殊に東洋諸國及び自國の文化の研究は著しく進歩した。そしてわが國は西洋文化と東洋文化とを融合して、新たに世界文化を創造すべき重要な使命を有することの自覺が生じ、支那・印度・暹羅などの諸國から、わが國に留學に來るものも、年々增加した。



文學の趨勢	小説
新體詩	尾崎紅葉
島崎藤村	幸田露伴
土井晚翠	評論
	高山樗牛
	西洋文學
	森鷗外
	坪内逍遙
	正岡子規
	俳句

器・火薬の發明などに立派な業績を擧げるや
洋諸國及び自國の文化の研究は著しく進歩
は西洋文化と東洋文化とを融合して、新たに
き重要な使命を有することの自覺が生じ、支
國から、わが國に留學に來るものも年々增加
の初めには、著しい文學の作品はまだ出なか
るには尾崎紅葉・幸田露伴があつて文壇の明
星と呼ばれ、評論には高山樗牛があつて
縱横の才筆を振ひ、西洋文學には坪内逍
遙・森鷗外などがあつて多くの立派な翻
譯をなし、俳句には正岡子規があつて新
たに一派を開き、新豊寺には島崎藤村
高 樺 牛 山 高

* 伎藝天(竹内久一作) 東京美術學校所藏
伎藝天は藝術の女神であります。竹内久一は、安政四年七月、江戸に生れた人です。明治十四年頃から度々奈良に遊んで古彫刻を研究し、後、東京美術學校教授となり、帝室技藝員に任せられ、大正五年八月歿しました。この伎藝天は明治二十六年米國シカゴ萬國博覽會に出品せられたもので、奈良で製作されました。木彫、高さ七尺五寸、華麗なる極彩色を施した大作であります。

東京美術學院所藏

藝天(竹內久一作)

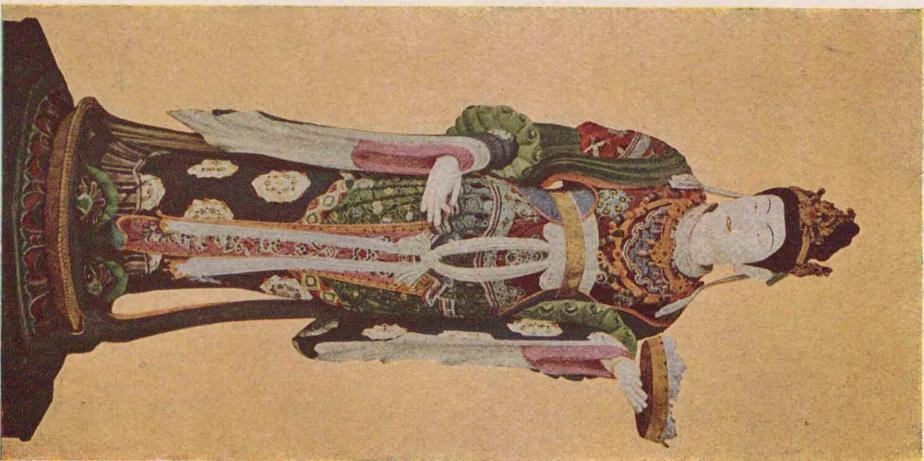
狩野芳崖は橋本雅邦と共に、明治新興畫壇の一大勢力であります。この不動明王は熱烈なる信仰の一端をあらはしたもので、形よりも精神を主とし、古畫に囚はれず、自分の感じで自由に描いてゐる

東京美術學院所藏

不動明王



不動明王



伎藝天

6. 薬で比較的よく効くもの。

（後編）古墳時代の日本、その政治と社会

(素續光武)王四通不適

東京美術學院圖藏

八五七、華麗なる謡歌句が詠つた大作である。

寶會の出品者さへ六名のす、奈良丁寧朴ち小まづ。木彌、高ち子
五年八月四日付。この付題天和四年二十六年米國シセニ萬國研
究會、第、東京美術學會鑑賞會より、帝室其藝員の出等とし、大五
年九月廿八日入す。四年十四年四月さゝ西々奈良丁寧小古澤勝彦
其藝員大加賀源氏文庫丁寧も生す。廿内八一年、宋題四半寸印、工

卦 慾 天 (晉內人一卦)

東京美術學校圖錄

讀

書（黒田清輝筆）

樺山伯爵家所藏

黒田清輝は明治時代の洋畫の中で、明星のやうに輝いてゐる作家であります。清輝は慶應二年鹿兒島に生れ、明治十七年巴里に滯在中繪畫を修め、歸朝の後洋畫展覽會を起し、多くの傑作を残しました。この「讀書」も同會出品の一つであつて、最も完成した作品であります。一人の少女が鎧戸から指す光線で書物を讀んでゐるところで、特に手が巧に描かれ、ページを繰る右手の指などは極めて自然に出來てゐます。大正十三年歿しました。年五十九。



書 読

もう自然に出来て下さい。大五十三年夏ノミノ六。平五十式。

此の詩を光緒廿書時を翻ふるるうつる、神川平次江口能作、ハービーと縣る本年の詩ばかりお過
つた。この「薦書」と同會出品の「じきあじ」、景よ宗氣の大作品であります。一人の文政歌風
島の生れ、伊賀十子半四里の霧井中餘號を號め、曉暉の翁翁號是實會す號」、多くの詩作を著しま
黒田青穂が即當御外の筆書の中の、即墨の子と号職ひする翁宗であります。詩稿对廻選二半葉鼠

薦 書 (黒田青穂筆)

朝山舟翁宗源號

劇

美術の發達

井^{*}晩翠^{パンスヰ}などがあつて盛んに新しい詩界を開拓した。また劇壇では舊い歌舞伎劇のほかに新劇及び西洋劇が起り、その間に多くの名優を出した。

美術の發達

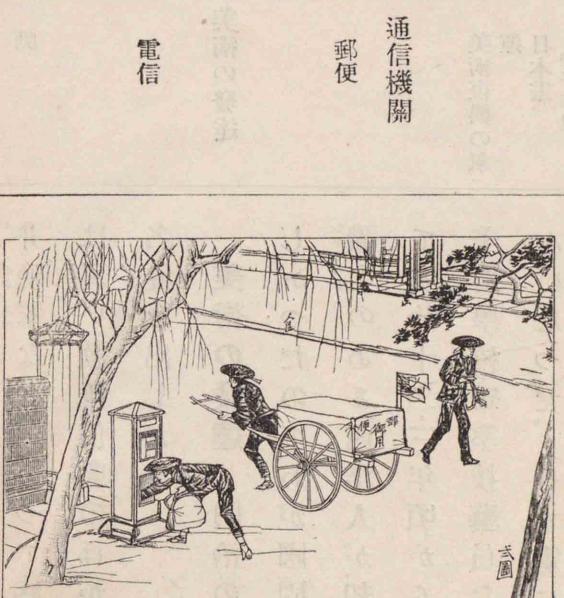
明治の初めには、西洋文化を探りいれることに忙しかつたので、わが國固有の美術は殆んど顧みられなかつたが、鑑^{カン}識^{シキリヨク}力のある西洋人が却つてわが美術を賞讃するのに刺戟^{シゲキ}せられて、明治十二・三年頃から、古美術保存の急務が唱へられ、ついで官立美術學校、帝室技藝員などが設けられたので、美術復興の機運^{カジムニ}が盛んになつた。日本畫には、狩野芳崖^{ハナガイ}・橋本雅邦^{ガウハシモトヨシヲ}・川端玉章^{カワハタヨシヨウ}などの巨匠^{キョウシヤウ}が出て多くの大作を成したが、一般に畫家は古來の諸流派の畫法^{カタタヌキ}を研究するほか、洋畫の長所をも参考して新しい畫風を開くことにつとめる傾^{カタタヌキ}があつた。洋畫には黒田清輝^{コロタケル}のやうな名手があり、美術學校の洋畫科からは、新進の作家を多く畫壇に送り出した。

西洋畫
黒田清輝美術復興の氣
運
日本畫
狩野芳崖
橋本雅邦
川端玉章

彫刻
高村光雲
竹内久一
建築及び工藝

彫刻には高村光雲・竹内久一などがあり、殊に木彫のほか、洋風の彫刻が著しく發達した。この外建築・染織・陶器・漆器なども西洋風の影響を受け、一面には古雅な風を傳へると共に、他の一面には新規な趣を加へて進んで來た。そしてわが國産の中、西陣織・七寶焼の

ごとき工芸品は、世界の賞讃を博するやうになつた。



明治五十一年頃の郵便局
通信機關 郵便・電信・電話等の通信機關もまた目覺しい發達を遂げた。
(一)郵便は明治四年、東京・京都・大阪の間に創められたが、明治五年全國に實施され、同十一年には萬國郵便聯合に加はつた。
(二)電信には陸上電信と海底電信とがある。

陸上電信は、明治二年始めて東京・横濱間

に設けられてから、漸く全國に普及し、同十二年には萬國電信聯合に加はつた。海底電信は、明治四年丁抹の會社が、わが國の特許を得て沈設したのが初めで、その後わが政府の力により、國內のほか外國との聯絡も出來た。(三)電話は明治十年始めて東京・横濱間に架設され、諸官廳の用に供されたが、明治二十三年東京電話交換局が設立されてから、一般に公開され、今日では全國に行き合つて、遠く隔つてゐる地方の通信も自由に行はれるやうになつた。

無線電信と無線電話とは、近年に至つて特に發達したものである。

交通機關 鐵道・海運等の交通機關の發達も同様に著しいものであつた。(一)鐵道には官設鐵道と私設鐵道とがある。官設鐵道は明治五年、東京・横濱間に敷設されたものが初めであり、私設鐵道は明治十四年、日本鐵道會社が設立せられて事業に着手したのが初めである。それ等の線路が錯綜し、その經營もまち／＼であつ

交通機關
鐵道
官設鐵道
私設鐵道
無線電信
無線電話

二五六六年

鐵道國有

海運業

三菱會社
共同運輸會社
日本郵船會社
大坂商船會社
東洋汽船會社

岩崎彌太郎

て經濟上にも軍事上にも不便が多かつたので、明治三十九年、政府は重要な鐵道を國有とした。その後ます／＼發達して鐵道網は全國に遍くなつた。(二)政府はまた海運業の發達に心を用ひ、明治十八年、岩崎彌太郎の經營してゐる三菱會社は、外國の汽船會社と競爭して次第に勝を制し、社運隆々たる有様であつた。然るに別に共同運輸會社が出來て、三菱會社と激烈な競争を始め、その結果互に利益を害したから、政府はその間を調停し、明治十八年、この二大會社を合併して日本郵船會社を設立させた。それより郵船會社は、政府の保護の下に順潮に發達し、明治二十六年にはボンベイ航路を開いて印度と交通をはじめた。その他、大阪商船會社・東

ISSUE Breguet

日清汽船會社

陸上の交通機
關電車
人力車自轉車
自動車

飛行機



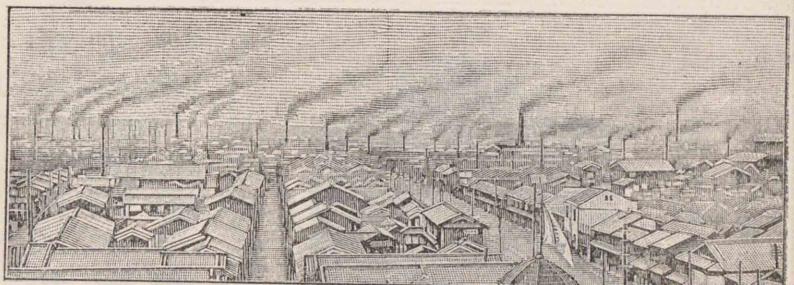
明治初年の車力人

洋汽船會社・日清汽船會社なども、これと並んで盛んに内外國の航海に從事した。これ等の諸會社の航路は、今や遠く歐羅巴・亞米利加・濠太刺利にまで及んでをり、世界の主なる港には、わが國の商船の碇泊し、日章旗の翻るのを見ないところはないやうになつた。その他陸上の交通機關には、電車・人力車・自轉車・自動車などがある。電車は近來水力電氣事業の進むにつれて全國各地で用ひられ、大都市附近の鐵道では次第に汽車に代つて走るやうになりつつある。人力車は、明治の初年から一般に行はれ、海外諸國にもひろまつていつた。自轉車は軽快なために、今では全國に亘つて愛用されてゐる。自動車は、明治の末頃から次第に行はれ、今では乗用ばかりでなく、貨物運搬用としても盛んに利用されるに至つた。要するに交通機關は、人力の時代から機械力の時代に移つてゆくのである。

なほ近頃、飛行機も通信交通機關として働くやうになつて來た。

産業の振興

農業
工業
礦山業
水産業
商業及び金融
内國産業
外國貿易



市立大坂の突煙

産業の振興 教育の普及・學問藝術の進歩・通信機關の擴張と相待つて、各種の産業は大いに發達した。(一) 農業では土地の開墾が盛んに行はれ、耕地整理も次第に行届き、農產物の品質は改良され、その產額は増加した。(二) 工業では機械工業が大いに興り、蒸氣力・電氣力を應用して、製絲・紡績・製糖・造船等の大工業が相ついで盛んになつた。(三) 矿山業では金・銀・銅・石炭・石油等の採掘額が増加した。(四) 水産業では近海だけにとどまらず、遠洋漁業が著しく進歩した。

商業及び金融 商業の發達もまた著しく、内國では東京・大阪を中心とし、外國貿易は、初めは横濱・神戸・新潟・長崎・函館の五港に限つて行はれてをつたが、今は朝

銀行事業
貨幣制度

銀行



第一銀行立澤謹證と行銀立第一

鮮の開港場をも合せ數へれば五十餘港に上り、銀行事業の發達したこと、貨幣制度が確立したこと、條約改正によつて關稅權が恢復されたこと等の爲に、貿易額は驚くべき増加を示してゐる。

銀行 明治のはじめ、政府は財政の急に迫られて、太政官・札幌・民部省・札幌・大藏省・兌換證券・開拓使・兌換證券などの政府紙幣を濫發した

ので、これを整理し金融の疏通を圖るため明治五年、國立銀行の設立を許しました。この銀行は一定の正貨準備を置いて、紙幣を發行し得るものでした。その數は次第に増して同十二年には百五十三行となつたが、政府は兌換制度を確立するためにその新設をとどめ、明治十五年日本銀行條例を公布し、やがて日本銀行を以て兌換券を發行し得る唯一の中央銀行としましました。その他の普通銀行・特殊銀行の數は今は一千數百の多きに上つてをります。

貨幣制度

貨幣制度



第一國立銀行紙幣

第一國立銀行
と瀧澤榮一

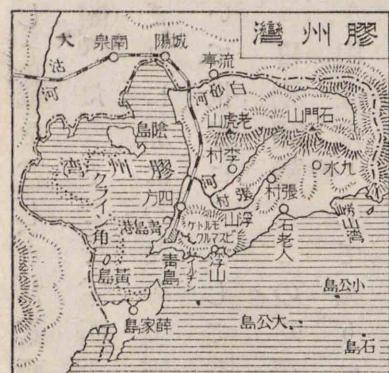
前頁に掲げた第一國立銀行は、今的第一銀行の前身で、その建築は、當時非常に珍らしがられたものでした。また瀧澤榮一は、第一國立銀行の創設者で、それより永く實業界に雄飛し、わが經濟財政の進歩に多大の貢獻をなしました。夙に經濟と道德との融合を唱へ、世道人心の醇化^{ジョンカク}にも力を盡しました。

日本銀行兌換券には、壹圓・五圓・拾圓・貳拾圓・百圓などがあり、いづれも金貨と兌換引き換へるすることができます。

第十九章 世界大戦 日支條約

世界大戦の發端
端 三國同盟
三國協商

二五七四年



世界大戦の發端　歐羅巴では、獨逸・奧地利・伊太利の三國同盟と、露西亞・佛蘭西の二國同盟とが永く相對立して、均勢を維持してをつたが、その中に獨逸の國運が非常に進んで來たので、英吉利は大いに不安を感じ、露西亞及び佛蘭西と協商を結んで、豫めこれに備へてをつた。然るにたまたま大正三年六月、奧地利に對して怨みを懷いてゐるバルカン半島中のセルビア^{Serbia}の青年が、奥地利皇儲夫妻を暗殺した事件がおこり、七月下旬にこの兩國の間に戦端が開かれるに當つて、露西亞は、セルビア^{Serbia}を援けて、奥地利に對し戰備を修めたから、奥地利の同盟國である獨逸は、露西亞に對

独逸側聯軍

来戦に参加の英國

白侵入艦

無證言告辭單況

経済上ウラリ宣

大陸内閣

かの事外相

宣戰の大詔

日獨開戰

膠州灣及び太平洋方面の勝利使

ハセケリーン大使

東洋洋艦隊

ハセケリーン大使

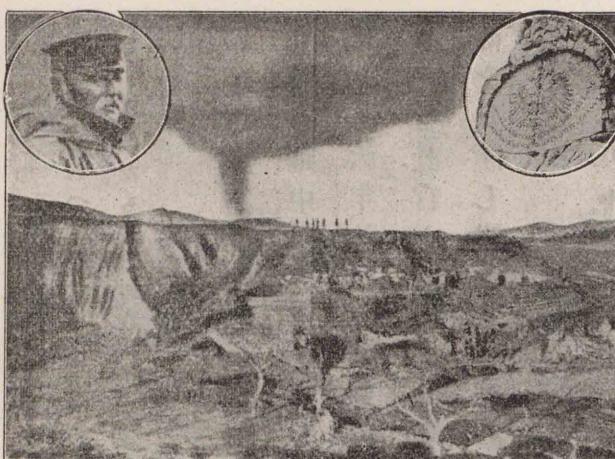
膠州灣占領

島の占領

英國海軍援助

八月一五
貿易通牒

八月二三
正午



膠州灣要塞攻撃

月七日、これを陥れて全く膠州湾を占領した。またわが艦隊の一部は、別に南洋に向ひ、獨逸領たるマーシャル群島及びカロリン群島を占領して、南洋における敵の根據を覆し、英吉利の海軍を援けて、或は兵員の輸送を援護したり、或は獨逸の艦隊を壓迫したり、太平洋印度洋を縦横に航走して、大いに力を盡すところがあつた。その中に英吉利艦隊は、印度洋及び南亞米利加東西の兩海岸で、獨逸の艦隊を全滅したから、東洋及び南洋における獨逸の勢力は全く無くなつてしまつた。

この圖はわが軍が青島要塞の背面から攻

して戦を宣し、また露西亞と同盟國である佛蘭西との間にも戦を開いた。そこで露西亞・佛蘭西と協商を結んでゐる英吉利もまた、これに加はつたので、僅に旬日の間に戰塵は歐羅巴の天を掩ひ、ひいて世界に分布してゐる各國の植民地にまで及んだ。

日獨開戰 この時獨逸は、東洋にある唯一の保護領なる膠州湾を根據地として、頻りに軍艦を黃海・支那海・太平洋等に出して敵國の通商を脅した。そこでわが國は、日英同盟の誼を重んじて、獨逸に對して膠州湾を支那に還付する目的で、わが國に引渡すべきことを要求したけれど、獨逸はこれに應じなかつたから、同年八月二十三日、天皇はつひに獨逸に對して、宣戰の大詔をお發しになつた。

膠州湾及び太平洋方面の勝利 これより、わが艦隊の一部は、前面から迫つて、直に膠州湾を封鎖し、陸軍は山東省の北岸に上陸し、背面から迫つて、青島要塞を囲み、海陸軍協同して攻撃を加へ、十一

磨屋の記念碑

碑であつてはじめ獨逸がこれをつくり、後わが軍がその上に占領の年月日を彫りつけたものである。また左上の寫眞は、青島攻囲軍司令官陸軍大將神尾光臣である。

地中海方面出動

二五七七年

地中海方面出動 歐洲では戰局の擴まるのにつれて、獨逸の潛航艇は、地中海方面に出没して暴威を逞うした。そこでわが海軍は大正六年、特務艦隊を遠く地中海方面に派遣し、英吉利地中海艦隊司令長官と協議し、聯合國海軍と力をあはせて、敵艇を攻撃し、通商を保護し聯合軍のために多大の力を盡して大戰の終局にまで及んだ。

シベリヤ出兵

二五七八年

シベリヤ出兵 露西亞は屢々同盟軍のために破られたが、大正六年、革命が起つて、その帝室は倒れ、過激派が政權を掌握して、翌七年三月、獨逸と單獨に講和を結んだ。これより先きチエツコリスロヴアック族は奥太利の支配から離れて獨立しようとした。その軍は露

原因

人ロシヤ革命

大正六年、エーベルハルト皇帝

ケヒラスキー

立憲君主制

公財政

君主制

内政

大正六年、アーヴィング・ジョンソン政

共和國共産主義

1. 土地国有チエツコリス
2. 工場、クロヴァック族の
3. 商業本止窮状
4. 貨物中銀行停止
5. 国際貿易

外交
1. 帝政時代の対露
2. 外債取消
3. 軍械構成
4. 全支援助
5. 東洋接觸

大正六年、英佛抗争
寺内内閣
1. 朝鮮宣示米國の參戰
2. クロアチアウクライナ軍

シベリヤ出兵

講和條約

講和條約

亞米利加合衆國

大正六年、また戰に加はり、大兵を歐洲に送つたので、聯合軍の勢が大いに振ひ、同盟軍の勢は次第に衰へた。殊に獨逸・奥地利などの國民は、五年間に亘る戰に疲れて、革命を起し、大正七年十一月、聯合國に降伏して休戰條約を結ぶに至つた。ここにおいて亞米利加

休戰條約

第十九章 世界大戦 日支條約

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

英佛抗争

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正六年、十一月

大正六年、十二月

大正六年、一月

大正六年、二月

大正六年、三月

大正六年、四月

大正六年、五月

大正六年、六月

大正六年、七月

大正六年、八月

大正六年、九月

大正六年、十月

大正ハーバー
休戦協約
ジエルサイユ会議
トロイドジン
二五七九年

第十九章

世界大戦 日支條約

一一八



西園寺公望

合衆國大統領ウイルソンをはじめ、聯合側二十七箇國の講和全權委員は、同八年一月から佛蘭西の巴里に會して講和會議を開いた。わが國は前内閣總理大臣侯爵西園寺公望臨時外交調査委員會委員前外務大臣牧野伸顯マキノタツヨキを特派して會議に臨ませ、六月二十八日ヴェルサイユにおいて講和條約の調印を了し、また國際聯盟の規約をも結んだ。この條約によつてわが國は、(一)膠州灣及び山東省に關する一切の權利を取得し、(二)太平洋赤道以北にある舊獨逸領諸島の統治を委任された。これにより大正十一年、わが國は南洋廳シナヤクを置いて委任された諸島の統治を司らしめた。

ヴェルサイユ會議のとき、わが國は英米佛伊と共に「主なる聯合國」と稱して他の諸國と判然區別せられた。これよりわが國は、五大國の一として國際上に高い地位

ヴェルサイユ
講和條約
國際聯盟
わが國の得た
権利
南洋廳設置
五大國

総會
獨逸
六・廿三
六・廿八
割地
調印
(英除外)
(軍備制限)
權利
わが國の得た
権利
南洋廳設置
五大國

大正ハーバー
休戦協約
ジエルサイユ会議
トロイドジン
二五七九年

西園寺公望
牧野伸顯
(軍備制限)

伊ホウルソン
ロイドジン

西園寺公望
牧野伸顯

伊ホウルソン
ロイドジン

第十九章

世界大戦 日支條約

一一九

を占めるに至つた。殊に海軍では、英米と並んで、三大海軍國と呼ばれるやうになつた。この圖は、ヴェルサイユ宮殿鏡の間の會議場において、西園寺全權が調印してゐるところである。



(畫作英田和) 議會和講ユイサルエヴ

日支條約 清國は、日露戰役の後、國力が非常に衰へてしまつたので、兼てより滿洲人の下に服從するのを好まなかつたものが、明治四十四年、南支那に革命を起こしたところ、それが忽ち擴がつて全國の大動亂となり、同四十五年に至り、清國はつひに亡びてしまひ、これに代つて支那共和國華民國が起り、袁世凱が選ばれてその大總統となつた。ついでわが國は、獨逸より膠州灣を取返したから、その後の時局について深く慮るところあり、大正四年五月、支那共和國と條約を結び、(一)わが國は獨逸の山東省において有つてゐた權



三五七六年

利を繼承し、後日、膠州灣地方を支那に還付すべきこと、(二)旅順港・大連等の租借期限を延長すること、(三)支那はわが國の南満洲・東蒙古における特種の地位及び利益を認めることなどを約した。その翌五年六月、袁世凱は死し、その後、今に至るも支那の内争は中々治まらない。

この日支條約は、列國殊に米國に不安の感情を起させる虞があつたので、わが國は特命全權大使子爵石井菊次郎を米國に特派して諒解を求めさせた。そして大正六年十一月、互ひに外交文書を交換し、(一)米國はわが國が支那、殊にわが國の所領に接続する地域において特種の利權を有することを認め、(二)兩國は共に支那の獨立を保全し、その門戸開放と、商工業の機會均等主義とを支持することを宣言した。

日本共同宣言
言
石井菊次郎
三五七七年
宣言の要領

第二十章 皇太子殿下の攝政 外國關係

皇太子裕仁親王殿下の御外遊
二五八年



兵閥御隊軍英下殿太子

皇太子裕仁親王殿下の御外遊　わが國際的地位が次第に高くなつてゆくに當り、大正十年三月、皇太子裕仁親王殿下は、御見聞を弘め、各國との御親和を厚くせられようとして、閑院宮載仁親王殿下・伯爵珍田捨巳等を從へて親しく海外巡遊の途に上りたまひ、英國をはじめ、佛・白・蘭・伊等の帝王・大統領を歴訪せられ、至るところ盛大なる歡迎を受けさせられ、最近の戰跡及び諸般の文化を御視察あそばされ、同年九月、無事に御歸朝あらせられた。皇太子の御外遊は、今まで一度もなかつたことであつたから、國民

御歸朝

國民の感激

二五八二年

ジョッフル元帥の來朝

エドワード親王の御來朝

皇太子殿下の攝政

大正天皇の御不例



下陸帝皇國英と下陸皇天

は熱心に御旅程の平安を祈りまゐらせ、御歸朝をお迎へたときは、感極つて落涙するものもあつた。その御答禮として、翌十一年一月には、世界大戦の名將たる佛國元帥ジヨッフル・エドワード親王殿下が來朝せられ、いづれも朝野の熱心なる歓迎を受けられた。

皇太子殿下の攝政

これより先、天皇は御踐祚以來、内外の政務多端を極められ、御宸襟を勞せられることが多く、御卽位の後、御病にかかりせられ、久しきに亘る御不例癒えさせたまはず、つひに大政を親したまふこと能はざるに至られた。

ここにおいて皇太子殿下は御歸朝の後、間もなく、同年十一月二十

皇太子攝政御就任

國民の想望

ワシントン會議

軍備の競争

ハーディングの提議

加藤友三郎



加藤友三郎

五日、皇室典範の規定により、大命によつて、攝政に任せられたまひ、すべての國務を決裁あそばされることとなつた。國民はその御英姿を仰ぎ、御聰明と御仁徳とを慕ひまゐらせ、新しい希望を以て悦び、勇んで各自の業務に精勵したのであつた。

ワシントン會議 世界大戦は收まつたけれども、各國の軍備競争は容易にやまず、不安の空氣が到るところに漂ひ、殊に極東及び太平洋の問題は、日・英・米間の争の源となる虞があつた。米國大統領ハーディングは、これ等の不安を除き、世界の平和を全うするため、大正十年ワシントンにおいて、軍備の制限及び極東と太平洋とに關する會議を開かうと提議し、わが國及び外八箇國の賛同を求めた。わが國は悦んでこれに應じ、海軍大臣加藤友三郎・貴族院議長

徳川家達
幣原喜重郎

徳川家達・駐米全權大使幣原喜重郎等をして、これに参列せしめた。會議は同年十一月より翌十一年二月まで續き、左のごとき事項を議定した。

海軍制限

(一) 海軍制限 日・英・米・佛・伊の五大國は、軍備の競争を止めるため、現在の海軍主力艦を基礎として、これに五・五・三・一、七・五・一、七・五の比率を定め、各國共に今後十年間製艦を休むことになった。

太平洋諸島の軍備制限

(二) 太平洋諸島の防備制限 日・英・米の三國は、互に太平洋諸島の防備を現状維持にとどめ、これを擴張しないこととした。

四國協約

(三) 四國協約 日・英・米・佛は、太平洋において領有する島嶼の権利を互に尊重し、紛議を生じた場合には、四箇國の協同會商によつてその解決を圖ることとした。

日英同盟の廢棄

(四) 日英同盟の廢棄 四國協約の實施と同時に、明治四十四年締結された日英同盟は效力を失ふこととした。

支那問題

(五) 参加した九箇國は、支那の主權と領土とを尊重し、その關稅率改定を承認することとした。

膠州灣還付

(六) 膠州灣還付 尚ほわが國は、膠州灣地方を支那に還付することとした。

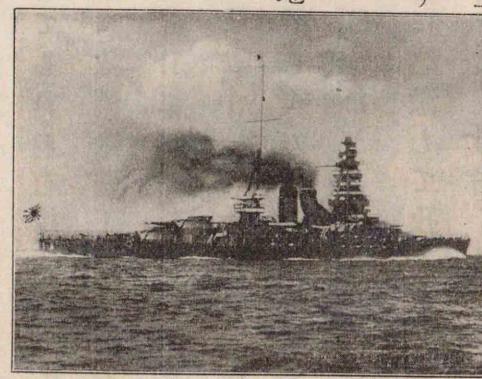
この會議で決定された事柄に就ては、わが國にとつて不満なことが少なくなかつたけれども、世界平和のため、わが國は快くこれを承認したのである。

この會議のとき、米國はわが軍艦陸奥を廢棄させようとしたところ、わが加藤全權委員は極力反対して、ついにこれを全うしました。陸奥は排水量三三、八〇〇噸、四〇粍砲八門を有する堅艦であります。その後、その姉妹艦に長門があります。

關東大震災

〔三五八三年〕

關東大震災 大正十二年九月一日、突如として關東地方一帯に



軍艦陸奥

未曾有の災禍

大震災が起り、東京・横濱等には、これに伴つて大火災を生じ、炎焰滅せざること三晝夜に及び、死傷數十萬、焼失戸數五十餘萬、財産の損失數十億圓に上り、明治維新以來五十餘年に亘つて築き上げた文化の大殿堂は、一朝にして崩壊し去つたやうに思はれた。實にわれ帝都復興の詔書を下したまひ、十一月十日また國民精神を作興し、國力の振張を期する詔書を賜はつた。これを拜した皇后陛下（今の皇后陛下）罹災民を御慰問あらせらる。國民は聖旨に感激して孜々として復興に努め、少しも屈撓することがなかつた。



皇室の御仁慈
帝都復興の詔書
國民精神作興の詔書

國民の意氣

この惨禍にあつたとき、全國民は、各々奮つて救援に力を盡し、海外諸國も亦厚い同情を寄せて種々の物資を寄贈して來ました。この時におけるわが國民精神が緊張した有様はまことに頗もしいものでした。ここに掲げまゐらせた皇后陛下の寫眞は、同年九月三十日、日本赤十字社病院の假屋に收容せられてゐた兒童を御慰問あそられたときのものであります。

皇太子妃殿下冊立

立して皇太子妃殿下とせられた。皇太子妃殿下は淑德高く、御仁慈深くいらせられたので、國民はこの御慶事を拜し、大震災の痛手をも忘れて悦びあつた。そして特に儀禮を簡素にあそばされたことに就いて、勿體なく思つて感泣した。

おりに
ふれて
あとかにふ
せるもくるし
ふすまなきか
りやのひとを
おもひいづれ
良子

皇太子妃殿下
冊立
筆短

内外の同情

皇后陛下の御仁慈

おりに
ふれて
あとかにふ
せるもくるし
ふすまなきか
りやのひとを
おもひいづれ
良子

支那との關係

支那との關係 大正四年、日支條約が結ばれて以來、支那の國民は、わが國に對し、甚しく感情を害し、毎年引きつづいて排日運動を起した。併しわが國は常に好意を以てこれに對し、大正十一年ワシントン會議の後、約に從つて膠州灣地方及び山東鐵道を支那に還付し、在留の軍隊を引揚げ、同十三年よりは、明治三十三年清國事變の賠償金などを支那の文化開發事業の資となし、つとめて兩國の親善を圖つてゐる。

米國移民問題 支那の排日運動は、最初より親善關係を保つてをつたが、明治四十年頃以來、排日の運動が漸く行はれ、かの國に移住して勞役に從事してゐるわが國民を冷遇し、次第にわが移民の權利を奪つた。そして大正十三年に至り、市民たるを得ざる外國人の入國を禁止し、再渡米者・商人・大學教授・官吏・大學生・旅行者を除き、その他すべての日本人の渡米を禁止する新移民法が制定された。

米國移民問題

排日運動

三五八四年

日本人移民制限法 日本人移民制限法は、明治三十三年に至り、市民たるを得ざる外國人の入國を禁止し、再渡米者・商人・大學教授・官吏・大學生・旅行者を除き、その他すべての日本人の渡米を禁止する新移民法が制定された。

定せられわが國の熱烈なる反対もその效を奏せず、同年七月一日から、實施されることとなつた。

日露の交渉

日露の交渉 世界大戰が起つて後、わが國は、露西亞に多額の軍需品を供給して、援助に力を盡したから、露西亞は深くわれを徳とし、大正五年七月、新たに條約を結んで、日露の兩國は相對抗することなく、また互に承認した領土權及び特殊利益の擁護のためには相協議すべきことを約した。然るにその後、露西亞は革命によつて共和國となり、わが國はチエツコ・スロヴアック軍を援けるためにシベリヤに出兵し、ヴェルサイユ講和條約が成立するに及び、少しき兵を引揚げたところ、大正九年三月、ニコライエフスクで露國過激派のために、わが守備隊在留民七百名程が虐殺せられた。そこでわが政府は、尙ほ兵をとどめて、沿海州の一部と樺太の北部とを占領し、過激派が政權を掌握してより、彼我兩國の國交は斷絶した。

二五八〇年
ニコライエフ
スクの虐殺事件

五天皇の崩御

新日露協約

二五八五年

國交の回復

ままになつてゐるので、同十一年秋に至り、とにかく北樺太以外の撤兵を行ひ、翌年より露國の勞農政府と交渉を開き、同十四年二月に至り、漸くその國交を回復し、再び條約國として交際することとなり、わが國は北樺太からも兵を撤し、また露國の領内で種々の利權を得ることとなつた。

大正天皇の御治世



大正天皇の御治世 大正天皇は明治天皇の第三皇子でおはしまし、明治十二年八月御誕誕、同二十二年十一月立太子、大正元年七月御踐祚、第百二十三代の大天皇位に登らせたまひ、世界大戰に際しては、國威を遠く海外に發揚し、ワシントン會議に當つては、太平洋の平和を確保せしめられたから、國民は御聖澤に浴しました。



國力の發達

て、關東大震災の大難にも屈せず、日進月歩、國運を隆昌ならしめることに努めたのであつた。そしてこの間に産業は興り、通信太交通の機關は整ひ、學問・教育は進歩し、文學・美術は新し味を帶びて發達した。

今、左に明治初年と大正末年との國力の發達を表示して、参考に供します。

	明治元年	大正十四年
(1)面積	約二四、七九四方里	約四三、七〇三方里
(2)人口	明治五年 約三、三一一人	大正十四年 約八、三四五萬人
(3)歳入	明治元年 約三、〇五〇萬圓	大正十四年 約一、五二、四九八萬圓
(4)輸出	明治元年 約一、五五五萬圓	大正十四年 約二、三〇、五八九萬圓
(5)鐵道	明治五年 約一八哩	大正十四年 約一〇、四〇〇哩
(6)商船	明治十一年 約四三、八九九噸	大正十三年 約三、四九六、二六三噸

大正天皇の崩御

大正天皇の崩御 天皇の御治世の下にあつて、わが國力は非常に伸びていつたから、國民は舉つて聖壽の無窮を祈りまゐらせた

〔二五八六年〕

甲斐もなく、御病つひに癒えさせたまはず、大正十五年十二月二十五日、相州葉山の御用邸において崩御あらせられた。寶算四十八歳でいらせられた。

第二十一章 昭和の大御代

今上天皇陛下御踐祚

今上天皇陛下御踐祚 皇太子裕仁親王殿下は、久しく攝政の大任に當らせられ、天皇の御快癒をお待ちあそばされてをられたが、その御登遐あらせらるるに及び、御踐祚あそばされて、第百二十四代の天皇となりたまひ、年號を昭和と改められた。そして朝見式の勅語において、時代の趨くところを教へたまひ、浮華ヲ斥ケ質素ヲ尚ヒ摸擬ヲ戒メ創造ヲ勵メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ

改元

朝見式の勅語

多摩御陵 御即位の大禮

〔三五八八年〕

更張ノ期ヲ啓^{ヒラ}くべきことを戒め諭したまはつた。ついで昭和二年二月八日、先帝を多摩御陵に葬りまゐらせた。

御即位の大禮 越えて昭和三年十一月、天皇陛下は皇后陛下と共に、神器を奉じて京都に行幸あらせられ、同月十日、親しく賢所を拜して御即位の旨を皇祖天照大神に告げたまひ、また文武百官を從へて紫宸殿に出御せられ、高御座に登つて、左の勅語を賜つた。

朕惟フニ我力皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ治ク兆民相率牛テ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民禮ヲ一一ニス是レ我力國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト並ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ暨ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘

シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴
トニ賴リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク懲ツコト無カラムコトヲ庶幾フ
朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念
ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祚ヲ益サムコト

ヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮

セ私ヲ忘レ公ニ奉シ朕力志ヲ弼成

シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ
以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコト

ヲ得シメヨ

陛下ここにおいて國民は一齊に萬
下歳を高唱し、寶祚の無窮を壽ぎ
たてまつる聲、全國土をどよも
した。尋で十四日、天皇は莊重なる大嘗祭を行はれ、御自ら天神地
祇を祭りたまひ、それより大饗を催され、伊勢神宮・畝傍山東北御陵・
伏見桃山御陵・多摩御陵等を親謁あらせられ、御大禮を終へさせら
大饗



大嘗祭
天皇



伊勢神宮式年
御遷宮
(二五八九年)

れた。

伊勢神宮式年御遷宮 翌四年十月、伊勢神宮の式年御遷宮が行
はれた。伊勢神宮は、満二十年毎に御遷宮を行はせられる定めで

あり、曩には明治四十二年を以
て執行はせられたが、この度、皇
后の御敷地の新殿に御遷りあそ
ばされたのである。儀式は深
夜に行はれ、まことに神々しい
かぎりであつた。かくして神
路山の縁いよく、濃かに、五十鈴川の流ますく、清く、神威の尊嚴
は一きは輝かしく拜せられるのである。

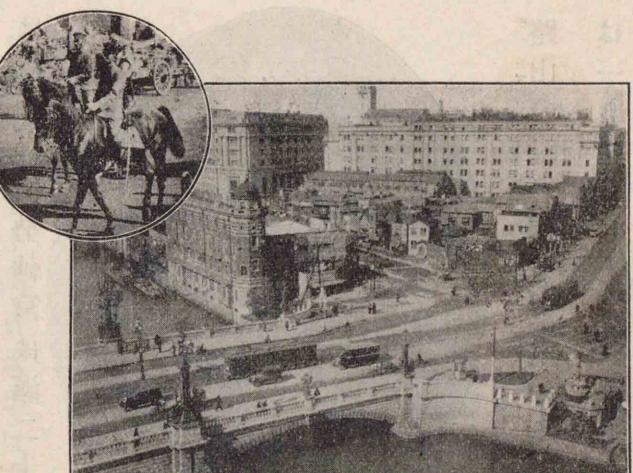
二五九〇年

興局を置いて日夜力を盡し、昭和五年に至り、漸く完成に達することが出来ました。

因つて、三月二十四日、東京市は盛大なる祝典を

舉行し、天皇陛下は、特に市中を御巡覽あそばされて、その成功を嘉賞あらせられました。ここに掲げまゐらせた圖の中、上圖は大正十二年九月十五日、陛下（當時攝政宮殿下）が親しく騎馬にて罹災の銀座通を御巡視あらせらるるところ、

下圖は復興後における日本橋附近一帯の壯觀



近附橋本日の後興復と察視御地災禍の下殿宮政櫻

あります。彼の慘状と、この壯麗とを比較すれば、そぞろに隔世の感があり、新興の勢力の勃として盛んなことを心強く覺えます。日本橋の中央丁度電車が通りかゝつてゐるところにある銅柱は、大日本里程元標です。また左正面に見える大きな建物は百貨店三越です。

議 ジュネーヴ會

ジュネーヴ會議 外交のことについて、
Geneva と London

二五八七年

齋藤實

ンとに二回の軍備縮小會議があつた。これより先、米國はワシントン會議で、海軍の主力艦に就いての協定を成し遂げたから、更に補助艦に就いても協定をしようと思ひ、大統領クーリッヂは、自ら主唱となつて、昭和二年六月、瑞西のジュネーヴにおいて、日・英・米三国の會議を開いたのである。このとき、わが國は朝鮮總督海軍大將子爵齋藤實・駐佛大使子爵石井菊次郎等を出席させ、四十餘日お互つて協議を重ねたけれど、相互の意見が一致せず、遺憾ながら決裂してしまつた。

ロンドン會議

ロンドン會議 ジュネーヴ會議は不

幸にして決裂に終つたけれど、列國は共に海軍の建艦競争の起るべき事を憂へてをつたので、此度は、英國政府が主唱となり、昭和五年、ロンドンにおいて日・英・米・

郎 次 禮 標 若

二五九〇年



第二十一章 昭和の大御代

一三七

若槻禮次郎

佛伊等の諸國は海軍軍備縮小會議を開いた。わが國は前内閣總理大臣若槻禮次郎、海軍大臣財部彪、駐英大使松平恒雄等を出席させ、種々協議の結果補助艦の比率を日六、九、英一〇、米一〇と定め、各國共に批准を終つた。その條項に就いては不満足なところもあつたけれど、一は以て世界の平和に貢献し、一は以て國民の負擔を輕減せんが爲にこれを協定したのである。但この條約の有效期限は昭和十一年までであることを記憶せねばならない。

大正より昭和へ

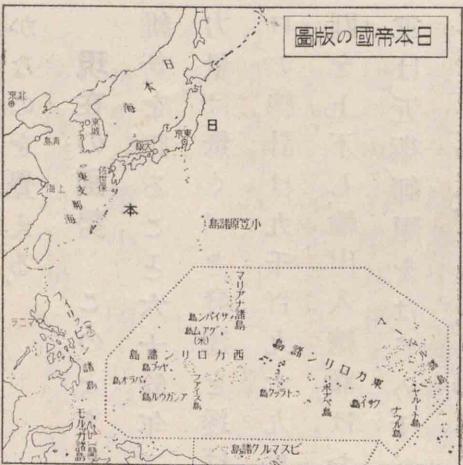
大正時代文化の特質

(一) 守成紹述の精神

1936
代であつて、その文化には三つの性質があつた。その一は守成紹述の精神である。その二は國民的自覺の發揚である。その三は轉回進歩の機運である。守成紹述の精神について、大正天皇は大正元年七月三十一日、朝見式の勅語におかせられて「祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ慾ルコト無ク以テ先帝ノ遺

業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス」と仰せられてゐる。その御聖旨を奉體する政府並に國民は、齊しく明治維新以來の大業を引繼いで、これを立派に完成することに努力したのである。國民的自覺は、日清戦役・日露戰役のとき大いに發揚したが、世界大戰によつて一層自國の力量を信ずるやうになり、殊に關東大震災によつて深刻なる反省を促されたので、いよいよ自國

の立場を確實にする必要を感じるに至つた。このやうにして、明治時代の文化を紹述した上に、國民的自覺が著く加つて來たので、たゞに紹述にとどまらず、一步を進めて、やがて來るべき時代に向つて、轉回進歩の機運を開くやうに



(二) 國民的自覺の發揚

農業
漁業
工業
商業

(三) 轉回進歩の
機運

創造的精神の
躍動

なつた。この機運に乗じて昭和の大御代は展開して來たのである。明治維新以來絶えず現れて來た創造的精神は激刺として大いに躍動しつゝある。われ等の前途は洋々として眼界の頓に爽かなのを覺える。

現在の國勢

このときに當り、わが現在の國勢を省みるに、明治維新を距ること六十餘年、三代の天皇の御統治の下に、わが帝國の力量は驚くべき發達を遂げ、領土の面積は四萬三千七百餘方里、人口の總計は九千百九十九萬餘人に達し、政府の歲計は年に十五億圓を上下し、輸出入總額はおよそ三十億圓内外を示してゐる。陸軍は近衛師團をはじめ、すべてで十七箇師團を有し、常備兵員は約二十三萬人である。海軍は全國の海岸及び海面を第一、第二、第三の三海軍區に分け、横須賀・吳・佐世保の三鎮守府がこれを管轄し、別に關東州の海岸海面を關東州海軍區として佐世保鎮守府に、南洋

面積	人口	歲計	陸軍	海軍
----	----	----	----	----

國民教育

諸島委任統治區域の海岸・海面を南洋海軍區として横須賀鎮守府に管轄せしめてゐる。その船艦數は軍艦七十一隻六十六萬餘噸、驅逐艦百四隻十二萬餘噸、潛水艦六十七隻七萬餘噸を數へる。尙ほ、國民教育の根基をつくる小學校の數は二萬五千六百餘校でその就學兒童數は九百八十八萬三千餘人に上り、學齡兒童の就學率は、九九・四八の好成績を示してゐること、頗る人意を強うするに足りる。

世界の縮小

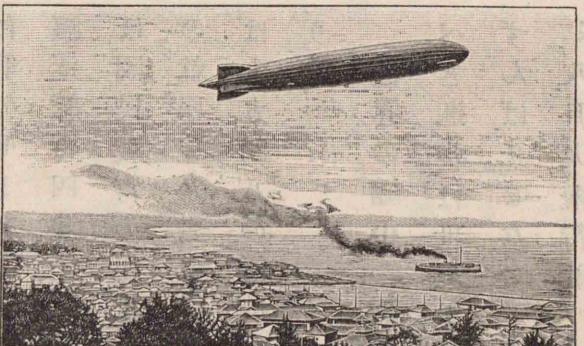
國力の内に充實するに當り、交通通信機關の驚くべき進歩は、世界を縮小せしめ、われ等をして奮然として起たしめずんば止まない。最近の狀況についてこれを見れば、先づ昭和四年八月、大飛行船ツェッペリン號は、獨逸を發して、露西亞・シベリヤの大空を征服し、悠々として北海道より南下し、航空日程僅に五日間にして、東京を訪問し、霞ヶ浦の海軍飛行場に停留した。そして間

二五八九年

ツェッペリン
飛行船の空界
征服

無線電話の發達

(二五九一年)
飛行機の太平洋無着陸横断



號ソニペツツるす翔飛を上灣京東

もなく、再び飛揚し、漫々たる太平洋の空を横断して米國に飛び去つたので、全世界は驚異と賞讃との眼を見はつて深い感動を受けた。無線電話の發達は近來特に著しく、ロンドン會議の最中、若槻全權委員の放送された演説は、わが國で聽取せられ、その條約の御批准後、わが内閣總理大臣濱口雄幸が、わが國から放送した祝賀演説は世界各國の都市で聽取せられた。爾來、無線電話による通信網は、文化の發達せる列國間にますます普及せられ、今日では國際間の放送聽取は、珍らしいことではなくなつてしまつた。昭和六年十月、米國人操縦の飛行機が、わが國の海岸から出發して、米國まで、無着陸太平洋横断飛行に

(1931)

國際聯盟脫退

見事に成功したこと、人心に大きな感動を巻き起させた。このやうな有様で世界は日に月に縮小する觀あるに至つた。

國際聯盟脫退　曩に世界大戰の終局において、國際聯盟の成立

するや、わが國は、その常任理事國となり、爾來、熱心に盡力してをつた。たまたま東亞の形勢に著しき變化が生じ、昭和六年秋、滿洲事變の勃發するあり、同年春、上海事變の起るあり、同年三月、滿洲國の建設せらるるあり、同年九月、わが國は列國に先んじて滿洲國の獨立を承認し、相提携して東洋平和のために力を致すに至つた。



東亞の變化

(三五九二年)
滿洲事變

(三五九一年)

上海事變

滿洲國獨立

滿洲事變

滿洲は、從來結ばれたる多くの條約によつて、わが國の特殊權益の確立せるところであつた。然るに張學良等は、これを無視して、不法なる排日行動を重ねたから、わが國は自衛のために、これと争ふに至つた。これが滿洲事變の起りである。

上海事變



滿洲國建設

滿洲の人民は、多年の悪政に堪へずして、獨立を希望し、舊清國の宣統帝溥儀フヰを迎へて執政となし、滿洲國を建設した。わが國はこれを援助し、先づその獨立を承認し、

滿洲國承認の日

滿洲の人民は、多年の悪政に堪へずして、獨立を希望し、舊清國の宣統帝溥儀フヰを迎へて執政となし、滿洲國を建設した。わが國はこれを援助し、先づその獨立を承認し、

同盟を結んで、これと提携してゐる。

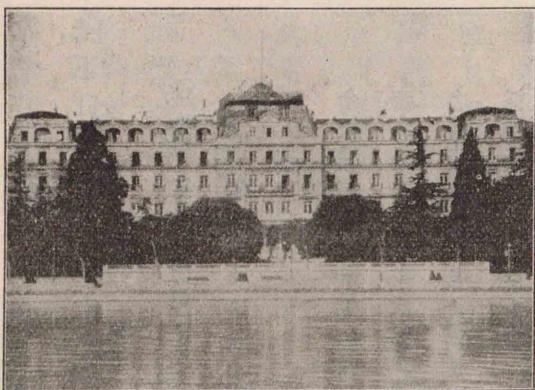
リットン報告

滿洲事變の起るや、支那は國際聯盟の力を藉りて自己に有利な解決を得ようとし、わが國はこれに對し、飽くまで日支の直接交渉によつてこれを解決しようと主張した。よつて聯盟は、特にリットン(Littton)を委員長とする調査團を派遣して、滿洲及び支那の狀況を調査報告せしめたが、その報告は多くの誤解を含み、到底わが國の容れ得るところのものでなかつた。これを

世にリットン報告といふ。

國際聯盟の認識不足

松岡洋右



本邦聯盟の國際

然るに國際聯盟は東洋の實情に暗く、事態に對する認識足らず、わが國と見解を異にすること多く、わが國が特に全權委員松岡洋右を派して、説明討議せしめたのに拘らず、その態度は、つひにわが東洋平和を念とする國是に一致するに至らなかつた。ここにおいてわが國は博大

三九九三年
聯盟脱退の
勅語

なる正義の念に基き、昭和八年三月、敢然として聯盟を脱退し、天皇陛下は左の勅語を賜つて臣民に諭さしめられた。

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憚ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ翼求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時難ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武

互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ
協謀邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

わが國の現状
自主的外交の確立

三五九四年

滿洲帝國
財界の不況
思想界の混亂
皇室中心の國家
強大なる同化力
皇太子殿下の御誕生

わが國の現状 かくしてわが自主的外交は確立し、わが國は、世界列國の視聽を一身に集めつゝ、堂々として重大非常時の難局に處し、毫も國是の動搖を見ず、昭和九年三月、¹⁹³⁴ 滿洲國が帝制を布いて満洲帝國となるや、ます／＼その健全なる發達を助けて力を添へてゐる。さればたとへ財界は久しく不況の裡に沈み、思想界の混亂も亦忽^{ユルガセ}になし難く、内外共に、波瀾萬丈の觀があつても、われ等は天皇・皇后兩陛下の御威徳を仰ぎたてまつり、踊躍してその御後に隨ひまゐらせ、皇室を戴くことによつて光輝を放てるわが國體を擁護し、強大なる同化力を有するわが國民性に信頼して、益君國のために力を盡さうと思ふのである。殊に昭和八年十二月二十三

日、皇太子殿下の御誕生を拜したてまつりて、われ等の歡喜は言語に絶するものがある。われ等は前途に輝かしき想望を仰ぎ、大地に足を踏みしめて力強く進行しようと思ふ。

子女新體國史 上級用終

年表

天皇年號	紀元年數	重要事項	本	西曆	事項
日			外		國
慶應三	二五二七	正月天皇御践祚。 十月德川慶喜大政を奉還す。			
明治元	二五二八	十二月王政復古の大號令發布、總裁・議定・參與の三職を置かる。 正月鳥羽伏見の戦。			
同	二五二九	閏四月政府官制を改め、立法・司法・行政の三権を分立せしむ。 七月江戸を東京と改めらる。			
同	二五三〇	三月天皇五條の御誓文を宣したまふ。 八月天皇御即位。			
同	二五三一	九月明治と改元、一世一元の制を立てたまふ。會津若松城陥る。 十月奥羽平定。東京行幸。江戸城を東京城と改めらる。			
同	二五三二	十二月京都還幸。皇后冊立。			
同	二五三三	正月薩・長・土・肥四藩主連署して版籍奉還を奏請す。			
同	二五四四	三月東京行幸。東京奠都。			
同	二五三五	五月函館の戰争平定す。			
同	二五三六	六月朝廷版籍奉還の請を許し、公卿諸侯の稱を廢して華族となす。			
同	二五三七	七月政府大寶令に準じて官制を改む。開拓使置かる。			
同	二五三八	八月政府蝦夷島を北海道と稱す。			
同	二五三九	十月皇后東京に行啓あらせらる。			
同	二五四〇	十二月東京・横濱間の電信開通す。			
同	二五四一	五月黒田清隆北海道開拓次官に任ぜらる。			
同	二五四二	閏十月政府公使を英・佛・普・米四國に駐劄せしむ。			
同	二五四三	十二月新律綱領頒たる。			
同	二五四四	正月東京・京都及び大阪間に郵便制を實施せらる。			
同	二五四五	七月廢藩置縣。清國との修好通商條約成る。			
同	二五四五	八月散髮・脱刀を許さる。			
同	二五四五	八月學制頒布せらる。			
同	二五四五	九月琉球藩置かる。			
同	二五四五	十一月太陽曆改定せらる。禮服の制定まる。			
同	二五四五	六月改定律例を發布す。			
同	二五四五	九月岩倉大使の一一行歸朝す。			
同	二五四五	十月征韓の議敗る。西郷隆盛以下多く辭職す。			
同	二五四五	二月佐賀の亂。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二五四五	六月始めて地方官會議開かる。			
同	二五四五	八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月政府西郷從道等に臺灣の征討を命ず。			
同	二五四五	五月开始して臺灣事件につき談判せしむ。			
同	二五四五	四月元老院及び大審院設けらる。			
同	二五四五	五月千島と樺太との交換成る。			
同	二				

六月民法實施せらる。

九月北清事變講和條約成る。

一月日英同盟成る。

四月露西亞清國に對し満洲還付を約す。

八月露西亞の兵韓國の北境に入る。

二月露西亞との國交斷絶す。旅順及び仁川の海戰。宣戰の大詔

煥發せらる。『韓議定書成る。

六月滿洲軍總司令部設置せらる。

八月黃海の戰。蔚山沖の戰。日韓協約成る。

九月遼陽占領。

十月沙河の會戰。

一月旅順開城。

三月奉天の會戰。

五月日本海の海戰。

七月樺太占領。

八月日英同盟擴張せらる。

九月ボーツマス條約締結せられ露國との和議成る。

十一月日韓協約成る。

十二月統監府を韓國に置かる。

八月關東都督府を置かる。

九月旅順鎮守府を置かる。

四月改正刑法公布せらる。

六月日佛協約成る。

七月日韓新協約成る。韓國皇帝位を皇太子に譲る。日露協約成る。

十月十三日戊申詔書下る。

十一月米國と外交覺書を交換す。

十月伊藤博文ハルビンにて暗殺せらる。

五月寺内正毅韓國統監となる。

四月日露新協約成る。

八月二十二日韓國併合條約成る。

七月日英同盟改訂成る。

七月三十日天皇崩御あらせらる。

七月三十日天皇御践祚 大正と改元せらる。

八月明治天皇御追號定まる。

九月、明治天皇大喪儀 伏見桃山御陵に葬りたてまつる。陸軍

大將乃木希典殉死す。

五月昭憲皇太后を伏見桃山東御陵に葬りたてまつる。

八月獨逸に對し宣戰の大詔煥發せらる。

十月獨逸領マーシャル群島、カロリン群島等を占領す。

十一月青島要塞陥落。

十一月日米共同宣言。

十一月ワシントン會議開かる。

三月皇太子海外御巡遊の途に上りたまふ。

九月皇太子御歸朝あらせらる。

十一月皇太子攝政に任せられたまふ。

二月ワシントン會議終る。日英同盟終了す。

露西亞關東州を租借す。國より威海衛を租借す。英吉利省より獨逸領を租借す。清國福清州灣を租借す。國獨逸領を租借す。亞米利加合衆國吉利他布清に

一八九八

支那革命起る。

一九一

世界大戰はじまる。支那共和國起る。バルカン半島亂

一九一四

露西亞獨逸と講和す。亞獨逸世界大戰終る。支那共和國大戰。袁世凱死す。總

一九一六

露西亞獨逸世界大戰終る。支那共和國大戰。袁世凱死す。總

一九一七

露西亞獨逸世界大戰終る。支那共和國大戰。袁世凱死す。總

一九一八

露西亞獨逸世界大戰終る。支那共和國大戰。袁世凱死す。總

一九一九

和會議。エルサイン講

一九一二
終る。ワシントン會議

昭和元年	二五八六	十二月二十五日天皇御践祚。昭和と改元せらる。
同二	二五八七	二月大正天皇大喪儀、多摩御陵に葬りたてまつる。
同三	二五八八	五月ジユネーブ會議に出席のため齊藤寅出發す。
同四	二五八九	十一月天皇京都に行幸、御即位及び大嘗祭の大禮を挙げたまふ。
同五	二五九〇	十月伊勢神宮式年御遷宮。
同六	二五九一	十一月ロンドン軍縮會議に出席のため若槻禮次郎出發す。
同七	二五九二	三月帝都復興祝典。
同八	二五九三	十月ロンドン條約御批准あらせらる。
同九	二五九四	秋滿洲事變起る。
三月滿洲國建設。		三月滿洲國建設。
九月滿洲國の獨立を承認す。		九月滿洲國の獨立を承認す。
三月國際聯盟脫退。		三月國際聯盟脫退。
三月滿洲國帝制を布く。		三月滿洲國帝制を布く。
一九三〇	一九三一	一九三〇
一九三一	一九三二	一九三一
一九三二	一九三三	一九三二
一九三三	一九三四	一九三三
一九三四		一九三四



著作権所有



不許複製

昭和八年九月廿五日
昭和九年三月廿八日
昭和九年三月十七日
訂正印刷
訂正發行

子女新體國史 上級用

定價 金七拾錢

著作者 中村孝也

發行者兼 印刷者兼
株式會社帝國書院

代表者 増田啓策

東京市牛込區山吹町一九八番地

印刷所 大阪市東區橫堀四丁目三番地
株式會社帝國書院

發行所 東京市神田區西神田一丁目三番地
振替口座東京六七〇一四番

關西販賣所

三宅莊藏書店
振替口座大阪六九番

才五學年中組

小野耀子



広島大学図書

2000073228



文庫

34
228